

令和4年高取町議会第4回定例会会議録

---

招集年月日 令和4年12月5日(月曜日)  
招集の場所 高取町議会議場  
開閉会日時及び宣言  
開会 令和4年12月5日 午前10時00分  
閉会 令和4年12月9日 午前10時12分

---

出席議員(7名)

1	番	森川彰久	君
2	番	西川侑壱	君
3	番	谷本吉巳	君
4	番	松本圭司	君
6	番	新澤良文	君
7	番	森下明	君
8	番	新澤明美	君

---

欠席議員(1名)

5	番	野口勝也	君
---	---	------	---

---

会議録署名議員

1	番	森川彰久	君
7	番	森下明	君
8	番	新澤明美	君

---

職務のため出席した者

議	会	事	務	局	新	田	靖	幸
書				記	辻		真	佑

---

説明のため出席した者の職・氏名

町	長	中 川 裕 介	君
副 町	長	東 扶 美	君
教 育	長	安 田 光 治	君
総 括 参	事	山 本 修 平	君
総 務 課	長	芦 高 龍 也	君
総 合 政 策 課	長	石 尾 宗 将	君
税 務 課	長	岸 本 資 之	君
住 民 課	長	米 田 晴 信	君
福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長		榎 井 貞 男	君
ま ち づ ぐ り 課	長	吉 田 宗 義	君
事 業 課	長	森 本 修	君
会 計 管 理 者		中 島 佐 知 子	君
教 育 次 長		前 田 広 子	君

## 議事日程

令和 4 年 1 2 月 5 日 午前 1 0 時 0 0 分 開議

- 1 会期の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 町長招集挨拶
- 4 報第 1 号 専決処分の報告について（令和 4 年 1 0 月 5 日専決）  
（令和 4 年度高取町一般会計補正予算（第 5 号））
- 5 報第 2 号 専決処分の報告について（令和 4 年 9 月 2 6 日専決）  
（高取町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について）
- 6 議第 1 号 令和 4 年度高取町一般会計補正予算（第 6 号）
- 7 議第 2 号 令和 4 年度高取町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 8 議第 3 号 高取町議会議員及び高取町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 9 議第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 1 0 議第 5 号 高取町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 1 1 議第 6 号 高取町永井記念基金条例の制定について
- 1 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（新澤良文君） 皆さんおはようございます。ただ今から、令和4年高取町議会第4回定例会を開会いたします。議員各位におかれましては、議会運営にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会の日程に入ります前に本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。本定例会においては、長時間の密閉空間を避けるため適宜休憩をとり議場の換気を行います。会期中はマスク等の着用をお願いいたします。また、発言時においては飛沫感染防止の観点から飛沫防止シールドを設置している壇上や質問者席等のみマスク等を外してご発言いただけます。傍聴人の方をはじめ町議会にかかる皆さまの健康と安全を最優先に考え感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本会議に上程となります案件といたしまして、報告案件2件、議決案件6件、並びに一般質問をお受けいたしますので、慎重なるご審議をお願いし、議員各位、並びに理事者、管理職の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は、8名中、7名でございますので、本会議は成立いたします。なお、5番、野口議員から欠席届の提出があり、これを受理しましたので、本日は欠席でございますので、ご報告いたします。

---

○議長（新澤良文君） 日程第1 会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、去る11月21日の議会運営委員会におきまして、本日12月5日から12月9日までの5日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本会期は本日から12月9日までの5日間と決定いたしました。

---

○議長（新澤良文君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、7番、森下議員、8番、新澤議員、1番、森川議員の3名を指名いたします。よろしく申し上げます。

---

○議長（新澤良文君） それでは、日程第3 議会招集のご挨拶を中川町長よりお受

けいたします。中川町長、ご登壇願います。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） おはようございます。第4回定例会開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃から議員活動を通じて町の発展、町民の暮らしの向上にむけて多大なるご尽力をいただいておりますことにつきまして、敬意と感謝を申し上げます。また、去年は新型コロナワクチン接種について、大変ご心配とご迷惑をおかけしました。改めて深くおわび申し上げます。また、百条特別委員会を設置され、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与について、調査・検証されているところでございます。町は引き続き真摯に望んでまいります。さて、本定例会でご審議いただく案件は、令和4年度一般会計補正予算などにかかります、専決処分の報告案件2件、また、令和4年度一般会計補正予算、高取町永井記念基金条例などにかかります、議決案件6件、全てで8件でございます。各議案につきまして、慎重にご審議のうえ、ご議決、ご承認いただきますようお願い申し上げます。また、高取町におきましては、現在、町民の皆さまの安全と安心を最優先にオミクロン株に対応したワクチン接種を実施しているところでございます。議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。第4回定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

それでは、日程第4 報第1号 専決処分の報告について（令和4年度高取町一般会計補正予算（第5号））から、日程第11 議第6号 高取町永井記念基金条例の制定について、までを一括上程とし、これより提案理由の説明を求めます。東副町長、御登壇願います。

〔副町長 東 扶美君 登壇〕

○副町長（東 扶美君） 本定例会に上程いたします議案の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案は、報告案件が2件、議決案件が6件、合計8件でございます。なお、別途配付いたしております、第4回定例会提案理由説明資料に各議案の概要をまとめておりますので、ご覧ください。また、議案の詳細につきましては、後日各委員会において、担当課長からご説明をさせていただきます。

最初に、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

日程4 報第1号、専決処分の報告について（令和4年度高取町一般会計補正予算（第5号））でございます。今般、緊急に補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第5号）により、令和4年10月5日付で歳入歳出予算の補正を行ったものでございます。まず、補正予算額として、5,834万1,000円を増額補正したものです。歳入の補正は、お手元資料の財源内訳に記載のとおりでございます。補正後の予算総額は、40億2,097万円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載の通りでございます。

次に、日程5 報第2号、専決処分の報告について（高取町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について）、でございます。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給にかかる国の財政支援期間が、令和4年12月31日まで拡大されたことにより、令和4年9月26日付けで条例の一部改正を行ったものでございます。

次に、日程6 議第1号、令和4年度高取町一般会計補正予算（第6号）について、でございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第6号）により歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。まず、補正予算額として歳入歳出それぞれ4,693万6,000円を増額するものでございます。歳入の補正は、お手元資料の財源内訳に記載のとおりでございます。これにより、補正後の一般会計予算総額は40億6,790万6,000円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程7 議第2号、令和4年度高取町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、でございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第1号）により歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。まず、補正予算額として歳入歳出それぞれ、53万8,000円を増額するものでございます。歳入の補正は、お手元資料の財源内訳に記載のとおりでございます。これにより、補正後の国民健康保険特別会計予算総額は、9億1,800万1,000円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程8 議第3号、高取町議会議員及び高取町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、でございます。国の公職選挙法施行令の一部改正に伴い、最近における物価の変動等に鑑み、高取町議会議員及び高取町長の選挙にお

ける選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費にかかる限度額の引き上げ等を行うための条例の一部改正を行うものでございます。

次に、日程 9 議第 4 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、でございます。令和 4 年度人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、お手元資料記載の 4 条例の一部改正を行うものでございます。

次に、日程 10 議第 5 号、高取町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、でございます。令和 4 年 4 月から高取町が過疎地域に指定されたことに伴い、過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において、振興すべき業種として定められた製造業等の用に供する設備の取得等をした者にかかる固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるため、高取町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものでございます。

最後に、日程 11 議第 6 号、高取町永井記念基金条例の制定について、でございます。故永井リヨ氏から寄贈を受けた財産の維持管理及びその活用をとおして、町の地域振興に資する事業に充てるため、高取町永井記念基金条例を制定するものでございます。

以上が上程案件の概要、提案説明でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

---

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

それでは、報第 1 号及び、議第 1 号、議第 2 号については、予算委員会に、議第 3 号から議第 6 号については、総務経済建設委員会に、報第 2 号については、教育厚生委員会に付託することにいたします。

各委員会及び明日以降の日程を局長より報告させます。新田局長。

○事務局長（新田靖幸君） 失礼いたします。報告いたします。予算委員会は、12月6日、午前10時から。総務経済建設委員会は、12月7日、午前10時から。教育厚生委員会は、12月7日、総務経済建設委員会終了後。新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会は、12月8日、午前10時から。本会議閉会は、12月9日、午前10時からでございます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 以上のおおりでございます。各委員会におかれましては、慎重なるご審議をお願いいたします。なお、12月9日の本会議におきまして、各委員長報告をお受けいたします。よろしくお願ひいたします。

---

○議長（新澤良文君） それでは、日程第12 一般質問をお受けいたします。一般質問は、議会運営上の申し合わせにより進めますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

なお、最初の質問は壇上で行い、再質問、回答は質問者席でお願いいたします。また、質問者の持ち時間は30分でございます。終了5分前になりましたら合図をいたしますので、よろしくをお願いいたします。なお、質問者の持ち時間である30分が余った場合は関連質問をお受けいたします。

それでは通告書にございました、2番、西川議員の発言を許します。2番、西川議員ご登壇願います。

〔2番 西川侑孝君 登壇〕

○2番（西川侑孝君） 2番、西川侑孝です。議長の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。さて、今回の私の一般質問のテーマは、高取町の子育て支援施策についてです。

平成22年の高取町の人口は7,657人でしたが、令和4年9月末時点で6,354人となっており、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の推計では、令和22年に4,625人まで減少するとされております。ここで表1をご覧ください。子どもの数は令和元年度生まれ22名、令和2年度生まれ18名、令和3年度生まれ13名、令和4年度は9月末までで10名誕生しており、令和5年3月末までに5名誕生見込みで、令和4年度は合計15名となっております。令和2年3月に策定された高取町第2期子ども・子育て支援事業計画の社人研推計を参考とした推計児童数によると、令和5年度には、令和元年度生まれ26名、令和2年度生まれ28名、令和3年度生まれ25名、令和4年度生まれ23名となっており、推計よりも少子化は進んでおります。このままでは、令和22年の4625名も下振れすると私は考えております。本文に戻ってください。人口減少が進行すると「小売・飲食・娯楽などの生活関連サービスの縮小」「税収減少により行政サービスの廃止や有料化」「鉄道や路線バスなどの公共交通の撤退や縮小」「地域コミュニティの機能低下」等の地域の衰退が起これと言われているとされています。この人口減少や子どもの数の減少は、地方において「少子化問題」ではなく「少母化問題」とも言われており、出産適齢期の女性が地方で減少する

事で子どもが減っているとも言われております。すなわち、この人口減少・少子化に歯止めをかけるためには、子育て世代の誘致が必要と考えられ、子育て世代を誘致するためには、子育て支援施策が重要と私は考えております。そこで今回は子育て支援施策について一般質問をさせていただきます。

現在、高取町では子ども・子育て支援事業として、乳児家庭全戸訪問事業や一時預かり事業、病児保育、トワイライトステイやショートステイ、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業などの事業を行っています。しかし、これらの事業を継続していても子どもの数は減少しています。高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、合計特殊出生率のK P Iは令和7年度までに1.5とされておりますが、現在の高取町の合計特殊出生率は約0.7となっており、P D C AサイクルにするとP l a n「合計特殊出生率の改善」、D o「子ども・子育て支援事業の各事業」、C h e c k「合計特殊出生率の低下」となっています。したがって、A c t i o nの部分で何かを変えなければいけないと私は考えております。何かを変える為には現状の分析が必要です。日本全体の少子化の原因として、内閣府の少子化社会対策白書では「晩婚化」と「非婚化」が挙げられており、その背景として「仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ」「結婚・出産に対する価値観の変化」「子育てに対する負担感の増大」及び「経済的不安定の増大」が挙げられています。高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、20代～40代の理想の子どもの人数の回答の平均は2.03人に対して、現在、子どもの人数は0.84人になっています。この差の原因として「結婚しなかったから」「年齢的に難しくなったから」「経済的に難しかった」「子育てと仕事の両立が難しかった」と回答した割合が高くなっております。これらの問題のうち今回は「経済的に難しかった」「子育てと仕事の両立が難しかった」との回答に焦点を絞り、他市町村の事例を紹介しながら、高取町の考えをお伺いさせていただきます。

1つ目は給食費です。現在、小学校の給食費は子ども1人当たり4,100円です。実際に計算すると、子ども1人の家庭では1ヶ月4,100円に対し、子ども3人の家庭では12,300円となり、1ヶ月あたり8,200円の差になり

ます。年間では、8,200円×11ヶ月で90,200円の差となります。本当は子どもを産みたいけれども、収入が少なく産み控えが起きる。この経済的・心理的負担は合計特殊出生率の低下を招いている一つの要因ではないでしょうか。明日香村では、給食費を第一子全額負担、第二子半額負担、第三子以降無償とされております。この施策を高取で導入すると、子ども1人家庭と子ども3人家庭の給食費の差が年間22,550円となります。高取でも導入する事で少しでも経済的・心理的負担を軽減する事ができるのではないかと考えております。

2つ目は保育園に通う子どもの数え方です。高取町においては第一子全額負担、第二子半額負担、第三子以降無償という施策になっております。また、国の施策で3歳児以降の保育料は無償となっております。この子どもの数え方ですが、第一子が小学生になったら第二子が第一子扱い、第三子は第二子扱いとなり、在園中の子どもが0歳児～2歳児の間は保育料がかかってしまう事となっております。御所市では、義務教育の間は第一子、第二子、第三子と子どもの数え方が継続される事になっており、多子世帯の保育料が軽減される施策を実施しています。高取町でもこの数え方を導入するべきと私は考えております。

3つ目はオムツの支給です。一般的な店舗で購入するオムツの値段は、1袋約1,000円で、1ヶ月に約2袋かかるので、月間約2,000円かかり、年間では24,000円の出費となります。トイレができるようになるのは一般的に3歳なので、トータルで24,000円×3年で合計72,000円かかります。子どものオムツ補助については現物支給やクーポンの発行を行う等、全国で様々な施策が取り入れられております。その中でも滋賀県東近江市が導入しているオムツ宅配便をご紹介します。この事業はコープと提携し、産後うつや離乳食について等の研修を受けた宅配スタッフに毎月1,500円分のオムツやおしり拭きなどの子育て用品を配達してもらうサービスです。この事業は、オムツやおしり拭きが子育て世代の手元に届き、経済的支援になる事はもちろん、子育てにおける悩みを聞いたり、親や子どもの様子に変化が無いか宅配スタッフが確認する事で、産後うつの予防や乳児虐待の予防、子育てにおける孤立の解消につながる事が効果として考えられております。

4つ目は子育てサポーターの導入です。ある調査会社の結果によると、67%の親が育児において孤立を感じると答えています。また、この孤立や育児の負担、ホルモンバランスの崩れから産後うつになる女性は、コロナ以前約10%だったのに対し、コロナ禍以降は約30%に増加していると言われております。これらの親のサポートを行うためにも子育てサポーターの導入が必要だと考えます。愛媛県松前町では、出生届を提出する時に子育てサポーター利用無料券を8枚渡しています。この子育てサポーター無料券は、子ども・子育て支援事業のファミリー・サポート・センター事業の一環として行われており、無料券を使いたいと要望があった時は登録しているサポーターへ連絡が入り、1時間ほど育児サポートで訪問するというものです。この事業においては、子育てにおける身体的負担の軽減だけではなく、子育ての孤立が解消され、精神的サポートにもなる事が効果として見込まれております。

これら4つの施策を紹介させていただいた上で質問いたします。

1つ目、令和2年3月に策定された高取町第2期子ども・子育て支援事業計画について、アンケート結果をどのように分析し、現在の子ども・子育て支援事業を実施しているのか答弁をお願いいたします。また、令和2年に立てた計画よりも子どもの数が減っています。新型コロナウイルス感染症の影響も考えられますが、今後、新型コロナウイルス感染症が完全にゼロになる事は考えにくいです。その中で低く推移している子どもの数を元々計画していた数に戻すためにどのような施策を実施していくのかお伺いたします。

2つ目、子育てサポーターを導入するにあたり、高取町においては、仕事コンビニとタイアップしてみてもいかがでしょうか。出生届と同時に子育てサポーター無料券を10枚配布し、子育てサポーターを利用したい時は役場や保健センターに連絡を入れ、そこから仕事コンビニに依頼する。登録しているサポーターの方を仕事コンビニから派遣し、1時間程育児サポート、もしくは家事の支援を行う事業を導入してはいかがでしょうか。仕事コンビニに登録している子育て経験のある方に訪問してもらう事で親同士につながりが生まれ、地域コミュニティの醸成にも効果的だと考えますがいかがでしょうか。

3つ目です。紹介した4つのような施策の導入を検討してはいかがでしょうか。特にオムツ宅配便や子育てサポーターは、奈良県下では導入されていません。子育てサポーターについては、子育てヘルパーという名前で斑鳩町や葛城市、王寺町で導入されていますが、仕事コンビニとタイアップしてというのは、もちろん奈良県初になります。また、保育園における子どもの数え方についても、導入している自治体が少なく、他市町村と差別化を図る意味でも導入の余地があると思います。給食費についても減免を図ることで、高取町は子育てに力を入れている町とのイメージがつけば、子育て世代が移住するきっかけになると思いますが、高取町としてどのように考えられますか。

最後4つ目です。財源についてです。これらの施策を実施するにあたり、過疎対策事業債を充当する事は可能でしょうか。過疎対策事業債は文字通り過疎対策の事業を行うためのものです。今回の子育て支援施策は人口増加のために必要不可欠だと考えますがいかがでしょうか。以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。以降は質問者席より再質問させていただきます。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） それでは、ただ今の質問に対する回答をお受けいたします。榊井福祉課長。

〔福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長 榊井貞男君 登壇〕

○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長（榊井貞男君） 西川議員さんからの、子育て支援施策につきましてのご質問に対しまして、順次お答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目のご質問でございます。令和2年3月に策定いたしました、高取町第2期子ども・子育て支援事業計画のアンケートにおきましては、保健師による子育て相談・指導や、放課後児童クラブや病児保育の利用意向が高く、また、「仕事と子育てを両立する上で必要だと思うこと」という設問につきましては、「放課後児童クラブや保育園などの整備」「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育事業があること」と答えられた方が多かったところでございます。今後におきましても、妊娠や出産への支援、総合戦略のアンケートの結果にもございましたけれども、仕事と子育てを両立できる環境の整備、子育て支援への経済的な支援が必要であると認識しているところでございます。

また、本町の、近年の出生者数につきましては、ご質問の通り、子ども・子育て支援事業計画における推計値よりも少ない人数で推移しているところでございます。その一方で、11月25日に厚生労働省から公表されました、人口動態統計速報によりますと、令和4年1月から9月までの出生数が59万9,639人で、前年と比べて約3万人減少のマイナス4.9%となっており、調査開始以来、出生数が最も少なかった昨年的人数をさらに下回るペースとなっており、過去最少のペースで推移している状況でございます。全国的に少子化が一層進行することが見込まれる状況でございます。全国的に出生数が減少している中、出生数の減少、ひいては少子化に歯止めをかけるのは、大変難しい課題であると認識しているところでございます。そのような状況の中、少子化の問題に対処していくためには、安心して子どもを産んで育てられる環境づくりが必要であると思います。これまでの間、本町におきましては、妊娠・出産期を支援するための母子保健事業、放課後児童クラブの整備・運営、病児保育事業の実施、ショートステイ・トワイライトステイの実施、昨年度からの要保護・準要保護家庭の児童のインフルエンザワクチンの無償化の開始、今年度におきまして、新生児への出産祝い金としての10万円の支給などの施策を実施してまいりました。新生児への出産祝い金の支給につきましては、今年度はコロナ交付金を財源として実施させていただきましたが、新年度以降におきましても、継続して実施させていただきたいと考えているところでございます。また、新年度におきまして、小学校就学前までの乳幼児に対するチャイルドシートやジュニアシートの購入費の助成、妊婦や小学校就学前までの乳幼児に対するタクシー券の交付、子ども医療費の対象年齢の中学生までから高校生までへの拡大などの新たな施策の実施を考えているところでございます。少子化の問題につきましては、国全体の出生数の減少が見込まれる中、本町だけの力のみならず、国や県の支援も必要であると感じているところでございます。今後も国の動向を踏まえながら、本町において実現可能な施策を模索してまいりたいと思います。

次に、2点目の子育てサポーターの導入につきましてのご質問でございます。お尋ねの、しごとコンビニとのタイアップについてでございますが、まずは、利用を希望される方が望まれるような援助の内容と、しごとコンビニで実施が可能な援助のマッチングが必要であると思います。ファミリー・サポート・センター事業におきましては、利用者として子育ての援助を受けたい方と、サポーターとして子育ての援助を行っていただける方を組織して、子育て援助活動を支援する事

業でございます。今後、ファミリー・サポート・センター事業につきまして、先例の自治体の状況を幅広くお調べさせていただき、本町において事業として成り立つのかどうかも含めまして勉強させていただきたいと思っております。

次に、3点目の4つの施策の導入についてのご質問でございます。その中の2つ目の保育園に通う子どもの数え方についてのご質問でございます。本町におきましては、国の基準に基づきまして、保育所か幼稚園に通っている児童が2人以上いる場合、通っている児童のうちの2人目を半額、3人目以降を無償としているところでございます。ただし、一定所得以下の世帯につきましては、第1子を含めた子どもの年齢に関係なく、第2子を半額、第3子以降を無償にしているところでございます。また、3歳児以上の児童につきましては、全て無償化しているところでございます。ただし、子育て支援への経済的な支援が必要であるという認識は持っておりますので、ご質問の方式以外の保育料の軽減策も含めまして、もう少し検討を続けさせていただきたいと考えています。

次に、3つ目のオムツ宅配便についてのご質問でございます。ご質問のオムツ宅配便につきましては、市町村からの委託を受けまして、一部の都道府県の生活協同組合におきまして、実施されていると聞き及んでいるところでございます。奈良県内の生活協同組合におきましては、現在は実施されていない状況でございます。本町におきましては、赤ちゃんがお生まれになった場合、まず、新生児訪問といたしまして、町の保健師がご家庭を訪問し、発育の状況などをお伺いさせていただきます。さらに、生後4カ月ぐらいうちに「こんにちは赤ちゃん訪問」といたしまして、主任児童委員が、ご家庭を訪問し、絵本や奈良の木で作られた食器をお渡ししながら、子育ての様子などをお聞きさせていただいているところでございます。新年度からの赤ちゃん訪問の際に、まずは、紙オムツとおしりふきのセットを、併せてお渡しすることを検討させていただきたいと考えているところでございます。オムツ宅配便の事業につきましては、今後も先例の自治体の状況を研究いたしまして、もし、将来的に奈良県内の生活協同組合において、オムツ宅配便の事業を開始されることがありましたら、その時点で検討させていただきたいと思っております。私からは、以上でございます。

○議長（新澤良文君） 前田教育次長。

〔教育次長 前田広子君 登壇〕

○教育次長（前田広子君） 失礼します。教育委員会の前田です。2番、西川議員のご質問、高取町の子育て支援策についての③給食費の減免について、お答えさ

せていただきます。給食費について、今年度はコロナ禍の状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担軽減となるよう、幼小中学校の2学期から無償化を行っています。また、従来から低所得世帯、準要保護世帯においては給食費の全額、特別支援教育就学奨励補助金として低所得世帯の特別支援学級在籍児童生徒に半額の助成、低所得世帯の幼稚園児の世帯に対して副食費を免除しております。これらの施策については継続して行っていきます。給食費の多子軽減については、前回、9月議会でお答えしたとおり、現時点では多子軽減は考えておりません。私からは以上です。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

〔総務課長 芦高龍也君 登壇〕

○総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。総務課の芦高です。2番 西川侑壱議員のご質問にお答えいたします。高取町の子どもの現状についてということで、4つの施策提案をいただき、この事業を実施するにあたって過疎対策事業債のソフト事業分の充当が可能かどうかというご質問をいただきました。この事業におきましては、過疎対策事業債の対象事業になりますので、起債充当は可能でございます。今年度におきましては、今年の6月定例会に過疎計画を策定させていただき、9月定例会には過疎地域持続的発展特別事業、いわゆるソフト事業分として、自治振興資金補助金、社会福祉協議会補助金、シルバー人材センター運営補助金、土佐街並み集会所運営業務委託事業、高取町小・中学校英語指導助手業務委託料、高取総合型スポーツクラブ補助金など、8つの事業に起債充当をさせていただき、3,500万円の財源振り替えをさせていただいたところでございます。これらの今年度事業につきましては、当面本町が継続的に実施していくであろう事業を過疎対策事業債のソフト事業分として起債充当させていただいております。来年度以降も過疎対策事業債ソフト事業分の充当可能額が3,500万円と想定されることから、どの対象事業に財源充当したとしても、オーバーフロー分は、全て一般財源になる可能性もあります。あわせて、新たに事業を実施する際は、再度過疎計画変更の内容を議会にお計りをしなければなりません。この過疎対策事業債はソフト事業もハード事業も活用すれば、その70%が交付税措置されますので、町財政を運営することにおきましては、とても貴重な地方債になります。ただし、借金ということには変わりはありませんので、今後は、そのあたりも注視しながら財政運営に努めてまいりたいと思います。私からの回答は以上となります。

- 議長（新澤良文君） それでは、再質問をお受けいたします。西川議員。
- 2番（西川侑壱君） 様々な答弁ありがとうございました。今聞かせていただく中では、なかなか給食費のことであつたりだとか、福祉課の方でもいろいろな施策は検討していただいているところですが、今回のこの事業に関しては、まだちょっと検討難しいかなというような回答だったと思います。その中で、まず福祉課長のお答えいただいたところから質問させていただきたいと思うんですが、安心して子どもを育てられる環境であつたりだとか、仕事と子育て両立できる環境の整備、具体的にどのような内容か教えていただけて結構ですか。お願いします。
- 議長（新澤良文君） 榊井福祉課長。
- 福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長（榊井貞男君） ただ今の西川議員さんのご質問でございます。安心して子どもを産んで育てられる環境づくり。やはり、子育てと仕事の両立というのは大変重要なことであると考えております。本町におきましては、ご承知のこととは存じますが、放課後児童クラブの整備と運営に努めてまいりました。そういったものであるとか、妊娠・出産期を支援するための母子保険事業ということで、そういったものにつきましても、これまで地道に取り組んでまいりまして、それ以外にも、妊娠・子育て期の支援ということで、いろいろな、妊娠期からの妊婦の方に対する妊婦相談、また、出産をされた方に対する産後の産婦の方の相談であるとか、後、子育てに関するご相談、あるいは、乳幼児に関する検診や、あるいは、赤ちゃん広場という形で、乳幼児の方も親御さんと一緒に寄っていただきまして、いろんな相談に乗るとか、随時の検診などとか、そういった地道なものも含めまして、安心して子どもを育てる環境づくりってということになると思いますけど、なにぶんやはり、その方その方に応じた対応というのが、必要であるというふうに考えているところでございます。
- 議長（新澤良文君） 西川議員。
- 2番（西川侑壱君） ありがとうございます。妊娠期から出産期、産後のケアというところで、訪問して状態を確認してっていうことも、もちろん大切だと思うんですが、このオムツ宅配便という事業においては、1カ月に1回必ずコープの宅配便、コープで宅配してくれる宅配スタッフの方がお母さんの状態であつたり子どもさんの状態を確認していくというような事業になります。今は、産まれて直ぐの訪問と「こんにちは赤ちゃん訪問」っていうところで、だいたい1カ月おきに2回、3回位の訪問になると思うんですけども、それが3年間ずっと継続して毎月毎月行ってもらえることになって、それこそ家族さん、親であつたり子どもの

状態っていうのを確認するような事業になるんですが、今後、これ検討するというだけで言っただけでしたが、どのように、内容を具体的に、いつ頃までに、何を検討するかというのを教えていただいていた方がいいですか。

○議長（新澤良文君） 榊井福祉課長。

○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長（榊井貞男君） オムツ宅配便につきましてはですね、ご紹介の滋賀県の事例であるとか、他の県の事例もあるというのは承知をしております。奈良県の生活協同組合におきましては、私も確認させていただきましたが、まだ事業化されてないということでございます。この事業自体ですね、もし奈良県の生活協同組合さんの方で、もしやられるというふうなこと、もし今後あるようでしたら、私といたしましては、どのような形でされるのかということも積極的に伺いさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑壱君） このオムツ宅配便に関して、今の回答、先ほどの回答もそうなんですが、先例が無ければ取り組めないという認識でいいですか。

○議長（新澤良文君） 榊井福祉課長。

○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長（榊井貞男君） オムツ宅配便につきましては、これは委託先があつてのことでございますので、先例の有る無しというよりかは、もし、奈良県の生活協同組合でされるようでしたら、先例があるか無いかとかということとは別にですね、町としてやはり有効な事業であるというふうなものであるかどうかということも聞き取りさせていただきたいというふうに思いますと同時に、ご質問の滋賀県の事例と同じような形できめ細かくやっていたらいいのかどうか、その辺りの確認も充分必要というふうに思います。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑壱君） 先例が無ければ、もちろん委託先の事情もあつてということあると思うんですけど、やっぱり先例が無ければ取り組みにくいところではなくて、高取町として、やはり積極的にこういうところに取り組んでいただければなど。実際子どもの数が増えている明石市でも、このオムツ宅配便導入されていますし、滋賀県の方では、今、近江八幡の方でも検討されていたり、甲賀市の方では導入されているということで聞いているので、奈良県としても是非とも取り組んでいただきたいと思います。あわせて、先ほどのトワイライトステイや、病児保育について質問させていただきます。ここ数年実績値がおそらく0になって

いると思うんですが、その原因というのはいかに分析されていますか。

○議長（新澤良文君） 榊井福祉課長。

○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長（榊井貞男君） 病児保育とトワイライトステイ・ショートステイの利用についてでございます。ショートステイ・トワイライトステイにつきましては、この何年か実績がない状況でございます。病児保育におきましても、平成28年度は9件のご利用がございまして、平成29年におきましても1件のご利用がございましたけれども、平成30年度以降は利用が無い状況が続いているところでございます。病児保育事業につきましては、やはり、何かあった時のための対応ということで、当然、事業としては必要であるというふうに考えているところでございますけれども、利用が少ないと、利用が無いということにつきましては、親御さんの意向とか、あるいは、病児保育の委託先までお子さんをお連れしなければならないとか、そういった事情もいろいろあると思います。後は、コロナの感染が始まりまして、今まででしたら、コロナの前でしたら、風邪をひかれたということでですね、朝からそのまま連れて委託所まで連れていかれたという事例もあるとということでございますけれども、最近では発熱されたらコロナであるかどうかというのをいったん調べなければならないとか、そういうこともございますので、ご利用いただけてないのかなと思いますけれども、こういう事業があるということにつきましては、広報誌でもほぼ1ページ割いて、今年度ご紹介はさせていただいたところでございますけれども、まだまだご存じない方もおられるかと思っておりますので、より一層啓発や周知が必要であるというふうに思います。

○議長（新澤良文君） 西川侑壱議員。

○2番（西川侑壱君） 今、病児保育についてはお答えいただいたと思うんですが、ショートステイやトワイライトステイも含めて、やはり、仕事と子育て両立していくうえで非常に重要なサービスになってくるんじゃないかとは思っています。特にショートステイであれば、それこそ産後うつ、ということが出てきた時にも助けていただけるような施設になるのかなと、その辺りの啓発はしっかり進めていく必要があります。この実績値0ってということ、ショートステイ・トワイライトステイについては、どのように分析されていますか。病児保育に関しては、今、お答えいただいたと思うんですが、ショートステイ・トワイライトステイについてもお願いいたします。

○議長（新澤良文君） 榊井福祉課長。

○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長（梶井貞男君） ショートステイ・トワイライトステイにつきましてはですね、かなり以前にはご利用された実績もありましたけども、コロナでも実績はないという状況でございます。これにつきましては、制度ご存じない方もたくさんおられるのは事実かなと思いますので、そういった内容のご指摘のとおり、啓発や周知をさせていただきたいと思えます。お尋ねのようにですね、このショートステイ・トワイライトステイを設けましたのは、やはり保護者の方々がですね、やはり何かの事情でですね、身体的な、あるいは、心身の疲労とか、疾病によりまして、その間、子どもさんのお世話ができない、面倒見られないという場合の事業として創設したものでございますので、この制度の趣旨はご指摘のと通りの趣旨を持ちまして設けたものでございますので、この事業につきましても一層の周知や啓発を図ってまいりたいと思えます。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑壱君） 私自身も子育てをする中で病児保育数回使わせていただいたんですけども、実際答弁いただいたとおり、やはり場所が遠いっていうことであったりだとか、1日やはり大きな金額がかかってくる。ショートステイ・トワイライトステイについては私自身子育てしてる間、今も子育てしてるんですけども、これを調べるまでは、この制度があること自体を実は知りませんでした。なので、やはり、その啓発の部分、妻は知ってたのかもしれないですけども、男性のそういう子育てに関する知識の教育っていうところも含めて、また、今後考えていただきたいなと思えます。次に子育てサポーターについて質問させていただきます。ファミリー・サポート事業、広くどういうことが行われているか調査するということをご答弁いただいたんですが、これいつまでに回答をいただけますか。

○議長（新澤良文君） 梶井福祉課長。

○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長（梶井貞男君） このファミリー・サポーターの事業は、いろいろと調べさせていただくというふうに申し上げましたけども、次回の定例会におきましては、調べた状況等々につきましてご報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑壱君） ありがとうございます。次回の定例会でご報告いただけるということで認識しておきます。仕事コンビニとタイアップすることで、やはり、先ほども登壇した時にお話しさせていただいたんですが、子育てサポーターとい

うのを導入することで精神的なところと身体的なところのサポートになると思うので、是非とも前向きに考えていただきたいと思います。あわせて、この子育てサポーターなんですけど、他の地区では一度子育てに関する研修を保健センター等が中心になって、子育てサポーターの方に研修することで、子どもをお世話をする1時間ほど、お世話をするような事業を導入されていると聞いています。また、仕事コンビニの方でも、1回、例えば1,500円かかるとして、10回分出生届の時に渡すのであれば、15,000円、1人につき15,000円×今、高取町の子ども的人数、先ほど報告させていただいたとおり多い時でも20人ということになっているので、約年間で言ったら30万の事業というふうにはなってくると思います。そこにまあ細かい費用はかかってくると思うんですが、30万から50万ぐらいの費用になってくるとは思います。また、積極的に検討していただきたいと思います。また、そういう研修を受けるにあたって、1回の単価数を1,500円ないし2,000円とか2,500円に上げて行ったとしても、子ども的人数が少ない今でこそ大きな経費、予算にはならないと思うので、積極的に検討いただければと思います。

次に給食費のことをお聞きさせていただきます。前回の定例会でもこの給食費に関しての質問、谷本議員と新沢議員からあったと思うんですが、今回の答弁に関しても多子軽減については、現状は考えていないというようなご答弁だったんですが、もう一度なぜ考えないのかということをお教えいただいてもよろしいですか。

○議長（新澤良文君） 前田教育次長。

○教育次長（前田広子君） 失礼します。今回質問いただきました、多子軽減について、こちらの方、教育委員会の方でも、町立幼小中に在籍する園児・児童・生徒に関して人数を第1子、第2子、第3子的人数を調べました。そうしますと結果的には、886万円の給食費がかかるということです。前回に谷本議員からもご質問いただきました、約半額免状としましては1,100万円程度の給食費がかかるということで、どちらにつきましても恒久的に行っていく、一度やれば、恒久的に行っていく制度になりますので、やはり財源が伴うということもありまして、現時点では考えていないということの答弁をさせていただきました。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑壱君） 分かりました。やはりお金の問題、財政の問題っていうところは出てくるとは思いますので、また、この辺りトータル、町財政全体を見ながら、子育てに関しては先ほど言ったとおり、人口増加していくにあたり非常に

重要な施策だと考えますので、今後もまた、検討していただければと思います。最後に町長にお伺いしたいんですけども、今後の高取町の子育て政策どのように考えているのかというところで、K P Iである合計特殊出生率、令和7年までに1.5ということなんですけど、これ達成することができるんでしょうか。難しい数字にはなってると思うんですけど、今後高取町どのように子育て政策を行っていただければいいのか展望の方を教えてください。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 西川議員の方から私に対しまして、子育て施策全体についてということでご質問いただきました。今、西川議員いろいろ先例の自治体のいろいろ子育て施策をいろいろ今、ご提案いただきました。私としても就任させていただいてから、従前からやっておられる事業に加えまして、少しずつですけども上乘せて言ったら言葉悪いですけどもそういう形で推進をさせていただきたいと思っております。西川議員、また、以前にも、他の議員の方からご提案いただいている部分について、高取町で実現可能なものはどうなのかなということ、来年度、先ほど榊井課長が話をしましたけども、出産祝い金とかチャイルドシートとかジュニアシートの購入の助成とか、もう1つ妊婦さんや小学校修学以前の乳幼児のタクシー券の交付とか、あとこれも多分、今はね、ちょっと先ほど西川議員が言われた他の自治体と差別化を図るために先行された、例えば、子ども医療費の高校生までのやつは、私が聞いているのにはだいたい来年の4月にほとんどの自治体がそういう形でスタートしていくというふうに聞いております。これは非常に良いことかなと、差別化するのが良いのか、例えば地域全体でいいのかっていうのが、非常に疑問になるところでございます。今、明石市が子どもさんが増えたということで、西川議員がおっしゃっているんですけど、実は、神戸市の西側が減っていると、結局移転してるだけの話であって、地域全体で、かさ上げをしていかなあかんというふうに私は思っております。例えば、奈良県の子どもさんの数が増えれば、当然、高取町も増えていくやろうと思っておりますし、当然、今、1つの自治体で、片方増えて片方減ったら何をしてんのかなと、言葉悪いですけども、そういうイメージになってくるのかなと私は思っております。今、子育ての支援について、今、いろいろご提案いただきました。やはり基になるのは、お金の問題、財源の問題になってまいりますので、そういうこと、それとあとマンパワーの問題もございます。そういう意味で皆さんのいろいろなご意見を聞いて、それと、より実効性のあるもの。それとスタートして先ほど、今、西川

議員おっしゃった、その病児保育なり、また、ショートステイとかトワイライトステイというようなことで、仕組みを作っている以上は上手くやっぱり活用していただくようにしっかり従来の施策についてPRをさせていただくということでございます。こうしたら特効薬ってのはなかなか無いと思うんですけども、そういうことを含めながら子どもさんの数を増やせたらなど。というのは、その計画を作られた時に、ちょっと私、その段階では就任させていただいてなかったんですけども、いずれまた見直しする時期がまいりますんで、そういうことについてしっかり数字も見ながら、少なくなっているのはこれ全国的な話でございます。それとおっしゃったように、まず、出産されるお母さんの方が少なく、これからますます少なくなりますんで、合計特殊出生率が例え横ばいになったところとして、数としてはどんどん減っていくというのは、これももう自明の理でございますんで、そういうことも踏まえながらいろんな施策をやって、この樫原・高市・御所含めてですね、子どもさんが横ばいになるような感じで、他の市町村のいろいろなことをやっておられるのも勉強しながら、高取町としてできることをやっていかせていただいたらと思います。なかなか急に云々というのは出てこないと思うんですけども、ただ何もしなかったら大変なことになりますんで、そういう形で少しでも歯止め、子どもさんのが、横ばい状態になるようにいろいろ考えていきたいと思っておりますので、議員の皆さんのご協力とご理解いただきますようお願いしておきます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑壱君） ありがとうございます。乳幼児に対してのチャイルドシートの購入の助成であったり、乳幼児・小学生に対するタクシー券、また、中学・高校の医療費の軽減ですか、無償化ですか、ちょっと僕も聞きそびれて申し訳ないんですけど、軽減策であったりだとか、出産祝い金等、高取町としてできることをまた少しでも考えていただければなと思います。質問の途中でもお話ししましたが、高取町の人口減少は深刻で社人研推計よりも早いペースで人口減少していることは明白です。私自身は人口減少を食い止めるためにも子育て施策を充実させて、併せて移住政策を充実させる、さらに外部に発信する方法、地域で広げていくということが大事かもしれないんですけど、高取町の子ども自体が今、10人台になってしまっているんで、子どもにとってもこの環境っていうのはかわいそうなのかなと僕自身は思っています。少しでも子どもの数が増えるためにも子どもの数を増やしていくためにも高取町は子育てに力を入れている町、移住

者に優しい町っていうイメージを作ることで人口減少に歯止めがかかるというふうには考えます。あわせて、高取町を支えていく人材の育成や教育にも力を入れていく必要があると思っています。今回は子育て支援施策にフォーカス絞って一般質問をさせていただいたんですが、いずれ移住政策や教育政策についても一般質問させていただきたいと考えています。多くの質問にお答えいただきありがとうございました。これからも人口減少問題、一步でも高取町を前に進めることができるように議論を交わしていきたいと思っておりますので、これからもよろしく願いいたします。これで一般質問終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） 西川議員の持ち時間が9分ございます。関連の質問がございましたらお受けいたします。森川議員。

○1番（森川彰久君） 質問の予定はしてなかったんですが、今、西川議員と当局の質疑をお聞きしておりまして、ちょっと疑問に思った点がございましたので、1点質問させていただきます。というのは、人口減少問題を取り上げておられたと思うんですが、先般私も質問を何回もさせていただいております、調整区域でも家が建てられる制度。これについては、総合政策課の方で前向きに取り組んでいただいていることは、大きく評価させていただきたいと思っております。業界では、区域指定によって人口があまりにも増えすぎて、学校の教室が対応に困っておるといので、地域の校区の区割りとか、そういった問題で悩んでおられる町もございます。高取町の場合は、幸い1校区制ですので、区割りの変更とかは考えなくてもいいですが、やはり、半世紀以上にわたって続いておった鎖国政策と私呼んでおりますが、この政策をやっぱり早期に見直すべきであると考えます。その関連で西川議員も明石市ということも取り上げておられましたが、ネットでもこれも簡単に皆さんが見れる内容です。5つのポイントというのを明石市は取り入れておられますわね。子ども医療費の無料化、第2子以降の保育料の完全無料化、0歳児見守り訪問、オムツ定期便、これには紙オムツと粉ミルクと子育て用品をコープではなくて、市の研修を受けた配達員が配る。中学校の給食費を無償にと。あと5つ目の公共施設の入場無料化。これはもう高取町にあまりご縁のない話と思うんですが、その1つ目の質問としましては、このコープと提携ということ、先ほどから質疑されておりましたが、この明石市の市の研修を受けた配達員による粉ミルクとか紙オムツの配達、この点は取組は可能でしょうか。どうでしょうか。

○議長（新澤良文君） 榊井福祉課長。

○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長（榊井貞男君） ただいまのご質問でございます。市の研修を受けた配達員によるオムツの宅配ということでございますけれども、なにぶんやはり、担い手の問題があると思います。やはり、的確に保護者の方のご相談に乗っていただける方であるのかどうかということと、あと、そのオムツの宅配にあたって、単にも配達するというだけでなしに、やはりそういったご相談に乗っていただける方がおられることが大変ご指摘のように重要であると思いますので、そういったことも明石市さんで、どのような形で研修されているのかとか、あるいは、その適格の方がいらっしゃるのかどうかとか、ちょっとその明石市の事例も十分私なりに勉強させていただきたいと思っております。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 西川議員の質問にもあったと思うんですが、やっぱり速やかな対応いうのを皆さんは求めておられると思うんですね。考えておきますもそれは当然、答弁としてはやむを得ないとは思いますが、やはり、1日でも早く一刻でも早くですね、ご期待に答えられるような対応をしていただけるように願ってやみません。明石市の場合は中核都市、全国でナンバーワンの人口移動率、1万人、今年ですか、移動されておる。高取の人口いくらですか。その倍に近い人数の方がもう移動されておるといふ実情です。それに関連して先ほど、中川町長のご答弁でもありましたが、単に高取町だけの問題ではなく、明石市の場合で言うたら、神戸市の西側の人口が明石市に移った実情があるというご答弁をされました。高取町の場合はそしたら隣接の明日香村、兵庫地区においても高取町から明日香村に転出された方もおられます。明日香村は高取町のこと考えてくれますか。明日香村は明日香村の独自の政策を打っておられると私は考えております。教育費に当初予算で教育費に占める負担率いくらですか。明日香村は12%です。高取町は10%切っているでしょう。どちらに住みたいといえ、どちらに住みます。当然、明日香村選ばれると思います。そこへ明日香村の場合は、歴史的風土保存地区に指定されておりますので、固定資産税の全額免除、半額免除、高取町はそういうこともないでしょう。となれば、明日香村に抜きんでた政策を打たないとですね、高取町に入って人口増は望めないと、これは単純に分かる原理だと思います。中川町長どのようにお考えですか。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 今、森川議員からご質問いただきまして、答えと言いますか、私はそういうふうに考えております。ただ、結果的に申し上げにくいんですが、明日香村も人口が減ってることは確かでございます。それとちょっと今、教育費の数字とかちょっと今、手持ちにないんで分かりませんが、私としては、この高取町で少しでも人口減少抑制していきたいと、その施策はいろんなことを考えられると思います。教育の問題、福祉の問題、森川議員がいつもおっしゃっているような、宅地のなんていうか規制の緩和とか、そういうことを複合的に考えていかないと、なかなか今のお話での答えが出てこないのかなと思っております。当然、競い合うことも必要かも知れませんが、同じように皆で手を携えていくのがと思います。そこはそれぞれの施策の状況によって考えていきたいと思っております。そういう意味でちょっとご理解いただいております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 残り3分です。森川議員。

○1番（森川彰久君） 中川町長。そのように積極的に取り組んでいただくように願っております。関連質問終わらせていただきます。

○議長（新澤良文君） 西川議員のお持ち時間が残り3分でございます。他に関連質問される方はいらっしゃいませんか。それではこれで西川議員の質問を終わります。ちょっと私の方から1点申し上げます。理事者側あるいは、執行部に対してはね、議会からはなるべく細かく事前通告書で質問内容を通告しております。だからその答弁がね、つまらないんですよ。本当につまらないんですよ。検討しております。検討しております。だからその質問内容についての答弁はね、もう少し精査してもらってこの一般質問の本会議場で、その質問については、このこういうこういうという場でやっていただきたいなと思いますよ。検討してます。検討してますって検討師みたいな、どっかの総理大臣言われてるけども、検討師のままでやね、結局この本会議上で検討しますということも答えもやね、僕ら、議会議員はいただけてないまま、あの何年前の質問の答えはどうなってんねんとこちらから聞かんかったらしてこないような、それがうちの執行部でしょう。理事者側でしょ。だからその質問内容については、本当に検討してます等々については、特に総務課長、執行部の代表やねんからやね、何がいいや、会議でもその辺は徹底していただきたいなと思います。せやから事前通告書からそちらの方で考える時間が少ないって言うのであれば、一般質問の締め切りをもう少し早めるだけのことであって、しますし、もうそういう調整はさせていただきますんで、もうあ

まりつまらない回答はないようにお願いします。ここで10分間休憩させていただいて、谷本議員の質問に入ります。11時30分まで休憩。

午前11時19分 休憩

午前11時31分 再開

---

○議長（新澤良文君）再開いたします。次に3番、谷本議員の発言を許します。3番、谷本議員ご登壇願います。

〔3番 谷本吉巳君 登壇〕

○3番（谷本吉巳君） 3番、谷本でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。高取町歴史文化資料館の開設について、町長の考えをお伺いいたします。高取町は、古墳時代や飛鳥時代から、中世、近世にかけての歴史文化遺産に恵まれた町であると言えます。国史跡高取城跡、与楽古墳群、市尾墓山古墳、古刹として、国宝の両界曼荼羅図を所蔵する子島寺、西国三十三番札所壺阪寺、越智氏の菩提寺である光雲寺、また、日本遺産である波多みかい神社、光永寺の人頭石、猿石、斉明天皇陵、そして、古代遺跡である清水谷遺跡、観覚寺遺跡、薩摩遺跡等々が現存しています。また、俳人、阿波野青畝の生誕地でもあり、多くの句碑が建立されています。現在、本町においては、埋蔵文化財を中心に展示する施設として歴史研修センター、薬に関する物品等を展示する薬資料館、阿波野青畝の関連資料等を展示する青畝文学館が開設されていますが、これらの歴史文化遺産を一堂に展示することができる施設、資料館があれば、町内外の多くの方々に高取町の素晴らしさを感じていただけるのではないかと考えております。更には、地元の児童や生徒たちが、資料館に足を運び、文化遺産に触れることにより、ふるさと高取を誇りに感じていただけるのではないかと考えております。本町を訪れる観光客も増加傾向にあり、令和2年度策定の高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、観光交流人口の数値目標として20万人を設置しています。そこで提案をさせていただきます。高取町の歴史文化遺産を一堂に展示した歴史文化資料館を新設してください。しかしながら、財政状況が厳しいことから、建物を新築すれば、高額な費用が発生することが見込まれますので、現存する建物を再利用することで、コスト削減を図ることが可能になります。具体的には、土佐街道沿いの空き家を改修すれば、立地的には、多くの観光客を呼び込むことができますし、経費の削減にもなります。昭和59年12月9日に制定された町民憲章の1つには、歴史と伝統から学び、香

り高い文化の町を作りましょうと謳われています。私は、香り高い文化のまちづくりを目指す上においても古墳時代や飛鳥時代から中世、近世にかけて連綿と受け継がれてきた遺産を一同に展示する高取町歴史文化資料館を開設する必要があると考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） 3番、谷本議員から私に対しまして、高取町の歴史文化資料館の開設についてのご質問でございます。お答えをさせていただきます。議員お述べのとおり、高取町には古代から中世、近世にかけて歴史文化資源、また、観光ポイントが町内全域にわたって多数ございます。1区でございましたり、先ほど、子島寺等々をおっしゃいました。2区、3区同じような形でございます、大まかに年代を分けますと、1区は中世から近世がメインなのかなと、2区、3区は主に古代から中世にかけてがメインなのかなというふうに私は感じております。それと資料館につきましても、議員おっしゃったように歴史研修センター、薬資料館、青畝文学館でございます。それと併せましてですね、観光の案内施設、また、お食事処ということで、土佐街道がメインになりますけども、夢創館とか、のこのこ、やまと吉永さん、ひとやすみ、それとチャレンショップのカレー事変、にしかわうどんさんなどございます。谷本議員のご提案の高取町歴史文化資料館、一堂に展示するような施設についてというご提案でございますけれども、整備に向けまして検討することは、町にとっても非常に重要やというふうに認識しております。ただ、集客施設でございます。あくまでも集客施設でございますので、特に注意をしていかなあかんところは、設置者の意思とご来場いただくお客様のお考えとミスマッチを防がない。これは当然のことでございます。それと整備いたしましたら、今後20年、30年ということで訪れてもらうという施設になりますので、そういうふうなことで、まず、オープニングする時が、これがスタートでございます。ということ十分に念頭において検討、考えていかなあかと私は思っております。そういう意味で、私は町外からのお客様の「お客様ファースト」「お客様ファースト」の考え方を、これを基礎に、ベースに考えていくべきだと思っておりますし、高取町のお越しになる皆さまの意にそくした施設として、検討していくのかなというふうに、今、ずっと考えております。例えばですけども、まず、先例と言いますか、こういう施設はもう全国各地にいっぱいつくられてます。残念ながらうまくいかなかったところもありますし、うまくいって

るところもあります。当然、何か仕掛けがあるんでしょう。だから、そういうことをしっかり勉強していくと、それと、先ほど言いました、一堂がいいのか特色を持って行った方がいいのか。そういう意味でお客様の集客させていただくターゲットはどうか。それとか、特に施設の、当然、展示内容。それと展示物をどういう形で収集していくのか。そういうことによって、どういう特色を持っていくのか。それとあともう1つは、やっぱり20年、30年利活用していきますんで、開館後、オープニングのおもてなし体制。それと、管理運営体制。それと、展示物の保管体制っていうのも、当然、当たり前の話でございます。それともう1つは、例えば、その資料館単体でするのか。例えば、その飲食とか物販、お土産物施設と複合施設という形で考えていくのか。それと、当然、既設の先ほど言いました資料館、または、観光案内施設とお食事どころもございまして、そういうとことの役割分担。それともう根本的な整備場所ですね。あと、実際に運営したり整備したりいきますのも、当然、有利な財源を少しでも活用していくという形になりますやろうし、当然、その整備費用につきましても、また事業につきましても、いろいろ検討していかな、当然のことでございます。それと、先ほど谷本議員からご提案いただきました空き家、それと同じように、現在の町で所有しています施設の活用とか。そういうことも考えていかなあかんというふうに思っております。それと、もう1つは、田井庄地区にあります歴史研修センターでございます。当然、今、議員おっしゃったように、今は埋蔵文化財展示場ということで中心にされておりますが、これも高取町の歴史資料の幅広い展示学習という形でなっておりますんで、そちらについても役割分担も考えていかなあかんということです。それと、具体的にそうしたら検討体制としてはどうしたらいいのかな。これ例えばの話でございます。町内のいろいろな関係者の方おられます。自治会の方、観光関係、また、文化関係、ボランティア、あと、町おこし、商工関係、それとあと子育てなどのそういう世帯、あと、学校、また、議会の議員の皆さんも、また、役場も含めまして、いろんな関係者はおられます。そういうことで、幅広くですね、例えば、公募でもさせていただいて、そういう体制も作っていくのが必要なのかなと。と言いますのは、長くお付き合いしていただかなければなりませんので、それともう1つやっぱりこういう集客施設について、私の個人的な感覚ですけども、やっぱり町外からのお客様のメインターゲットはどういう層なのかなと。つまり、お金を使っただけ。高取町でお金落としていただけるということでございますので、まず女性。これはもう絶対外せません。観光

にとっては女性が外せません。それとまた併せて、将来の、先ほど言いました20年、30年使っていくますんで、そういうことも考えていかなあかんというところで専門家の意見も伺いながら、女性とか比較的若年層の意見が反映できるような検討体制を設置すべき、組織化すべきというふうに考えております。谷本議員貴重なご提案いただきまして本当にありがとうございます。進めていきたいと思っておりますので、またご理解いただきますようお願いいたします。それともう1つ、今、谷本議員がご提案いただきましたので、私も高取町の観光とか賑わい創出について、ちょっと関連ということで述べさせていただきたいと思っております。当然、高取町先ほど言いましたように、古代、中世、近世からいろんな資源がございます。そのために町外からの入り込み客、これ関係人口というふうに、今、そういう表現が多いと思うんです。それを増加させること。それともう1つは、町内の皆さんが改めて高取町の魅力を体感してもらうため、町内のいろんなところに人の交流を図っていききたいと思っております。こういう形で、1つは町外から、1つは町内から、それぞれの地域の人との交流によりまして、高取町全域の賑わい創出を推進していきたいというふうに思っております。高取町を周遊するような仕組みづくりを検討していきたいと思っております。例えば、簡単に言いますと「ぐるっと高取」とか「高取めぐり」とか「高取田んぼ」とかそういうイメージでございます。そういうことを考えていきたい。これは先ほど言いましたように、現在、町内にいろいろなそういうような歴史文化資源、または、観光ポイント、また、催し、これいろいろあるんですけど、それをうまく連携させていきたい。つまり線で結びたいというふうに思っております。点でいろいろスポットはあるんですけども、それを線で結ぶように、そうすることによりまして、町全体の賑わいの創出がより図れるのかなというふうに期待しております。例えば、ソフト的な取り組みといたしましてですね、電車でお越しの場合を想定しましたら、近鉄壺阪山駅が中心になってくるのかなと思うんですけども、町内の周遊観光ルート、複数設定をしていくと。時間によったり、距離によったり、そういうことで設定してそういう形で案内をするような形で方策を考えていくと。それともう1つは、既設の施設での集客を意識された催しを少しでも開催していただけないかなという形で、それともう1つ、現在、取り組まれてますけども、スタンプラリーとか町内をいろいろ周遊するようなそういうリレーイベントのようなことも考えていけないかなということで、そういうことも1つ必要かなと思っております。もう1つは、ハード的な取り組みです。ハード的な取り組み。これは点、

ポイント整備というふうに思っております。当然、現在施設整備促進をさせてもらってますけども、高取城跡、それと市尾墓山古墳、これから整備していこうと、宮塚古墳、それと、与楽の3つの古墳群でございます。そういうことは、当然、着工済みでございますので、少しでも早く整備できるようにしっかり力を入れていきたいと思っております。それともう1つ重要なのは、既設のいろいろな町有の施設がございます。当然、その維持管理をしっかりしていきたいというふうに思っておりますし、また、必要ならば少し手を入れていくということも考えられると思います。例えば、砂防公園なんかでもやっぱり、かなり維持管理しっかりこれから力を入れていきたいと。高取城跡登られる方のポイントになっております。それともう1つ、今、歴史研修センターについても、もう少し展示機能をもっと明確にして早く充実させていきたいというふうに思っております。そういう意味で、既存の施設をより有効活用していきたい。それと着工しているところは、より率先していきたいというふうに思っております。それともう1つは、壺阪山の駅前でございます。当然、先ほど言いました、町外から電車でお越しの方はこちらが一番ウェルカムポイントになります。当然、今もう無人化になりまして、残念なことに無人化になっております。そういう意味で、無人化されている駅舎、これを何か活用できないのかなと。例えば、JR線であれば、こちらの近隣であれば、御所の駅とか、巻向の駅とか、ちょっと奈良の方へ行きますと京終の駅とか、近鉄あんまりこういうふうに駅の有効活用されてないんですけど、JRもう早い段階から全国的に展開をされております。そういうふうな空いてるところを近鉄さんと相談しながら、観光案内施設などのそういうことも1つできない、紹介施設という形もできないのかなと。それともう1つは、駅前の修景です。抜本的なことするとなかなか大変な時間かかりますけども、今日も朝から人権の擁護の関係で啓発活動させていただいてまして、その時も改めてまた見てたんですけど、もう少し修景、環境美化を検討していきたいというふうに思っております。そういう意味で当然、お金が絡んでまいりますので、有利な財源を活用しまして、少しでも有利な財源活用して既存施設の維持管理、充実、修景、美化、しっかりやっていきたいと。現在、着工している事業をやっぱり最優先に着実に実施させていただきたいと。新しい取り組み、当然、人とお金があればできるんですけども、優先順位をつけてしっかり着実に進めていきたいと思っております。先ほど谷本議員のご提案の歴史文化資料館の検討と併せまして、町内にあります、先ほど言いました歴史文化資源、観光ポイント、催し物、線で結びつけるような周遊

ルート、周遊策の方策の検討とそれと、既存の施設の活性化について、併せてそういう協議会等つくらせていただいて、広く、幅広くそういうご提案でございますので、町しても、私としても重要だと思っております。そういう意味で進めていきたいと思っております。答弁が本当に長くなって恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（新澤良文君） 谷本議員。

○3番（谷本吉巳君） ありがとうございます。私の提案に対しまして、今、町長から前向きに検討いただけると、協議会の設置についても言及をいただきました。私的にも満額の回答ではあったというふうに考えております。また、お客様ファーストの理念ということで、町長から答弁がございました。当然、この施設の開設については、より多くの方に訪れていただくということで、お客様ファーストという理念はそのとおりであるというふうにも思います。そしてですね、町の職員だけではなくて、先ほど町長も言われたように町民の方々、いろんな各種団体の方々からも参画をいただいて協議会等を立ち上げていただけるということでございますので、その中でいろいろご議論をいただきまして素晴らしい資料館がですね、開設できるというふうに考えております。課題等いろいろあると思いますが、展示品の収集をどのようにするのか、それ1つについても非常に難しい課題であるというふうに思いますし、無人ではなくて、当然、説明のできる方も必要になってくるというふうにも思うわけでございますが、それに向けて協議会を設置いただけるということで、非常に私自身評価をしておるわけでございます。それと町長がですね、観光あるいは、賑わいの創出について、あるいは、周遊ルートの設定について等々、町長の考えをご披露いただきました。今まで、町長の観光行政に対しての思いがあまり伝わっていないなというふうに思ったんですけれども、私の質問をきっかけにですね、町長のいろんな思いが感じ取れたということでございますので、今後ともですね、町長を中心にですね、町民の方々、官民一体となってですね・・・

○議長（新澤良文君） 谷本議員。質問か。演説してるのか。

○3番（谷本吉巳君） 町長、具体的に協議会なんですけれども、一応まちづくり課、教育委員会が中心と私は思いますけれども、町長どんなふうな協議会、今、お考えがあるのであればお伺いいたします。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 具体的に今、協議会について、ちょっと所管も含めまして、

できるだけ役場もですね、いろんな課、横断的に検討していくべきだと思っています。それと、町民の皆さんの代表の方に意見聞かせていただいたらなと思います。特にただもう申し上げているように、比較的若年層の方、それと女性というのはやっぱり外せないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 谷本議員。

○3番（谷本吉巳君） ありがとうございます。協議会、来年度ぐらいには発足というふうに私も考えておりますので、できる限り早い段階でですね、協議会を立ち上げていただきまして、高取町歴史文化資料館の開設に向けてご努力いただきたいということでお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（新澤良文君） 谷本議員の持ち時間が22分残っております。どなたか関連。森下議員。

○7番（森下明君） 7番、森下でございます。谷本議員の残りの時間をお借りいたしまして、関連した質問をさせていただきたいと思います。これ私以前にも質問も提言もさせていただいている部分がございますが、高取町非常に歴史文化遺産が多い、そういう香りの高い町であるということで、もっとこのことを、まずは子どもたちから教育してほしいなど。こんなに高取町にはいろんなものがあるんですよということを子どもたちに教育をしていただきたいなど。高取のことを知って郷土を愛する子どもたちを育てていただきたいなどということで、前にも僕提案をさせていただきました。それこそ清九郎さんの物語であったり、谷田の身代わり地蔵であったりと、いろいろありますし、これは昔話みたいな話になりますが、あと、先ほど出ました光雲寺にしても、越智氏の菩提寺である、あるいは、能の発祥の地である与楽古墳群についても、一番奥のあの古墳は天皇家にゆかりのある古墳ではないかと言われているということを知りやすく子どもたちに説明できる、子どもたちが理解できる、そういう資料を作ってほしいなどというふうに考えております。当然、高取城においてもそうです。だから、そういう部分について、教育長、取り組みをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（新澤良文君） 安田教育長。

○教育長（安田光治君） 今の森下議員さんの質問にお答えさせていただきます。子どもたちに広く教育するというところで、ただ今、「私たちの高取町」の副読本を改訂版を作っております。もう完成間近です。完成、もう時間の問題で出来上がります。それで3年生からは、町内のいたるところの公共施設とかから、文化財

等いろいろと聞きながら、また、写真提示をしながら、作成させていただきました。また、それも学年上がることに、4年、5年、6年と持ち上がって、6年生まで高取町内の勉強させていただきますので、これは広く子どもたちの教育に役立つかなと思っておりますので、その辺で教育の方でさせていただきます。

○議長（新澤良文君） 森下議員。

○7番（森下明君） その辺のことは知っておるんですが、もうちょっと、もっといっぱいあるよということで、提案もさせていただいております。子どもたちとにかく、よその町へ勉強しに行かなくても、うちの町1日歩いてもらうだけでも、低学年から高学年まで、いろんな教育の過程でこの町を愛する、この郷土を知ってもらうという教育は十分に可能であるというふうに思いますので、重ねて要望もさせていただいて関連質問終わらせていただきます。

○議長（新澤良文君） 谷本議員の持ち時間が20分ございます。他に関連のある方がいらっしゃればお受けいたします。西川議員。

○2番（西川侑彦君） 谷本議員の一般質問の時間を頂戴いたしまして、僕の方から1点関連質問をさせていただければと思います。今、町長の方から、町の賑わい創出というところで、観光事業も含めてご答弁いただいたと思うんですけども、関係人口の創出、簡単に言うと高取町のファンを増やすというところで、非常に重要な施策かと、もちろん交流人口っていうところも経済面で非常に重要だと思うんですが、今、ご答弁いただいた内容以外にその高取町の賑わい創出や経済的などところもうちょっと豊かにしていくような政策をまちづくり課長、事業課長あたり何か考えておられたらご答弁いただきたいなと思います。

○議長（新澤良文君） 吉田まちづくり課課長。

○まちづくり課長（吉田宗義君） ご質問ありがとうございます。ただ今の西川議員・・・

○議長（新澤良文君） ちょっと待って。ここでお諮りいたします。12時を回りましたけども、この関連質問このままやらせていただいてもよろしゅうございませうか。

○議長（新澤良文君） 再開します。

○まちづくり課長（吉田宗義君） ただ今の西川議員のご質問でございます。まちづくり課の考え方というご質問でございますが、今年度ですね、夏祭りから、この2年間なかったんですけど、夏祭りから始まりまして、今、秋のイベントをやっています。今度、冬のイベントがこの前ちょっと広報にも入れさせてもらいまし

た。これはうちというか、観光協会とも連携しながら、現在進めております。町内の子にいろんなところを巡ってもらってですね、賑わい創出というか、進めてまいっております。これからも観光協会と各団体とですね、協力しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本修君） 事業課としましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、駅前をもっと高取町を知ってもらうような仕組みを考えて検討していきたいと考えております。あの駅舎を活用した形で何かできないか、それをまず考えていきたいと考えております。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 先ほど、吉田課長、また、森本課長ご答弁させていただきました。ちょっと付け加えをさせていただけたらと思います。実はもっと外にですね、町外にPRをしていくべきやと私は思っております。1つは、例えば、観光大使、やなせさんお願いしてるんですけども、あの方コンサート活動で色々な地域行かれます。その時に一緒にうちの職員も付いて行かせていただいて、ちょっと、テーブル1つや2つ貸していただいて、高取町の観光大使やということで、高取町をPRするようリーフレットなりグッズを持って、そういうところで営業活動させていただけたらなというのも考えております。それともう1つは、例えば、関東地方、大阪でもいいんですけども、高取町の広告塔になってくれるような車も考えていったらなという、とにかく町外にしっかりPRをして、こういうところがありますよと。高取には日本一の山城ですということ。それと、お里・沢一の壺阪寺がありますと。関西の方はだいたいもうご存知かと思うんですが、あとはお墓をいただくように形で考えていけたらなと。これは非常にいろんな考えあると思います。先ほど言いました、そういう協議会の場で、高取町に集客を増やしていくように、PR的なことも一緒に検討していただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑壱君） ありがとうございます。駅舎の活用に関しては、観光案内場、ご答弁いただいたとおり入れておられるところであったり、また、若者向けにはコワーキングスペースに使われているような駅舎もあたりはします。あわせて、賑わい創出っていうところで地域おこし協力隊とかふるさと納税を活用した賑わいづくりっていうことをされているような自治体もありますので、またそ

のあたりもご検討いただければと思います。ありがとうございます。

- 議長（新澤良文君） 残り19分ございます。他に関連質問がございましたらお受けいたします。ございませんか。それでは、これもちまして3番、谷本議員の一般質問を終了いたします。午後からの再開は1時半、1時半に再開いたします。休憩。1時半まで休憩。

午後 0時 5分 休憩

午後 1時30分 再開

---

- 議長（新澤良文君） 再開いたします。それでは、次に8番、新澤議員の発言を許します。8番、新澤議員ご登壇願います。

〔8番 新澤明美君 登壇〕

- 8番（新澤明美君） 8番、新澤から質問をさせていただきます。

まず1つ目に、子どもたちの健やかな成長のために、学校30人定数の実現について、本町では全国に先駆けて30人学級を今年度から実施しています。そこで、来年度、30人定数で町単講師が必要となる予定は何年生ですか。町は、講師を配置をされる予定でしょうか。県費講師と町費講師の待遇について、同条件の比較で、その違いを具体的に説明をしてください。町費講師の県並みへの待遇改善で講師を従属し、教師の労働環境を整備すべきではないでしょうか。

次に放課後児童クラブ施設水路の排水問題について、施設の入り口から小学校運動場に繋がっている水路に常に水が滞留しており、夏には蚊などが発生して不衛生な状況が続いています。7月から何度かにわたって、その原因を確かめ、改善するよう要望していますが、これまでどのような対応をされましたか。

2番目に太陽光発電の設置について、前回も農業問題、太陽光発電の問題、2回にわたってしてきたわけでございます。全町にわたって太陽光発電も進んでいるわけであります。町内の既設施設、工事着工施設、申請済み施設それぞれの数と全体の面積を示してください。これらの施設が、今、新しくつくられました条例に則しているのかどうか、町は把握をされているのでしょうか。これらの施設のうち、条例に則していない施設に対しては、町はどのように対応をする予定でありますか。特にこの条例の第1条の設置基準におきましては、特に災害発生防止の問題、自然環境及び生活環境の保全に関する問題、構造の安全性に関する事項、維持管理及び事業終了後の措置に関する事項などが盛り込まれております。そして、12条では、事業終了後の措置として、具体的に廃棄物の処理及び清掃に関

する法律に基づいて書かれているわけでございます。その後の13条以降につきましては、違反に対する勧告・命令・公表等があります。条例施行規則9条で更にこれらの内容が詳細に示されているところでございます。条例施行前の施設に対してどのように対応するのか具体的にご説明をいただきたいと思っております。そして今後、再生可能エネルギーの普及とそれに伴う生活に与える問題や環境・景観問題など、今後町としてどんな取り組みをしていく予定ですか。

3番目に、公有地、公共施設の未登記処理について、多くの道路関係、その他公有地が未登記のままとなっております。毎年未登記処理を進めるよう監査でも指摘をされているところです。この際、全課にまたがる未登記処理を担当する専門職員を配置をしてはどうかと考えますが、そのお考えをお聞きをいたしたいと思っております。以上が質問でございます。回答よろしくお願いをいたします。

○議長（新澤良文君） 前田教育次長。

〔教育次長 前田広子君 登壇〕

○教育次長（前田広子君） 失礼します。8番、新澤議員のご質問の1番、子ども達の健やかな成長のための①、学校30人定数の実現についてお答えをいたします。来年度30人定数で、町単講師が必要となるのは、新小学4年生でございます。町単講師の配置につきましては、予定をしております。また、待遇につきましては、県費講師も町費講師も共に初年度は、給料表教育職1級25号を採用しており同額となります。県費講師は経験年数を昇給加算されます。町費講師につきましては固定給となります。町費講師の期末勤勉手当の支給率は、100分の117.5と、100分の93.5。町費講師の期末手当の支給率は100分の130です。待遇改善につきましては、近隣類似団体の状況を勘案して、検討してまいります。以上です。

○議長（新澤良文君） 前田教育次長。

○教育次長（前田広子君） すいません。私の先ほどの回答の中で県費講師と言わなければならないところが町費講師と言いましたので、訂正させていただきます。県費講師につきましては、経験年数を昇給加算されますが、町費講師については、固定給となります。以上でございます。

○議長（新澤良文君） もう一回言い直すの。

○教育次長（前田広子君） すいません。そしたら最初からすいません。言い直しさせていただきます

○議長（新澤良文君） ちょっとふざけたあかんで。ちゃんと答弁しないと。

○教育次長（前田広子君） 待遇につきましては、県費講師も町費講師も共に初年度は給料表の給与職1級25号を採用して同額となっております。県費講師は経過年数を昇給加算されます。町費講師は固定給となります。県費講師の期末勤勉手当の支給率は、100分の117.5と100分の93.5。町費講師の期末手当の支給率は、100分の130となっております。待遇改善につきましては、近隣類似団体の状況を勘案して検討してまいります。以上です。

○議長（新澤良文君） 榊井福祉課長。

〔福祉課兼新型コロナワクチン接種対策推進室長 榊井貞夫君 登壇〕

○福祉課兼新型コロナワクチン接種対策推進室長（榊井貞夫君） 新澤議員さんからの1問目のご質問のうち、2つ目の放課後児童クラブ施設の排水の問題につきましてのご質問に対しまして、お答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。放課後児童クラブの進入路の横の側溝につきましては、雨の後、水かさが増えていた状況がございまして、その側溝に続く放課後児童クラブの裏側の、小学校のグラウンド内の側溝におきまして、泥がたまっている状況がございました。昨年度におきまして、放課後児童クラブの進入路横の側溝の泥上げを、福祉課において行いましたが、更にこの状況を学校敷地内の側溝の管理を担当していただいております、教育委員会と共有いたしまして、泥がたまり、流れが悪くなる要因となっておりました、放課後児童クラブの裏側のグラウンド内の側溝の泥上げを、今年8月に、教育委員会において実施していただきました。泥上げの後、強い雨が降った日がございましたが、側溝を確認したところ、水かさが減っておりましたので、その時点では、泥上げの効果があったものと考えているところでございます。また、9月には、放課後児童クラブの進入路横の側溝の、ふちの部分の草刈りを行い、草に付着していた土の撤去も併せて行ったところでございます。今後におきましても、側溝に泥がたまることにより、流れが悪くなる状況がございましたら、泥上げが必要であると考えているところでございます。先週の金曜日の時点におきましては、側溝には水は溜まっていない状況でございました。今後も側溝の状況を注視し、教育委員会とも連携しながら、対処してまいりたいと思っております。私からは、以上でございます。

○議長（新澤良文君） 米田住民課長。

〔住民課長 米田晴信君 登壇〕

○住民課長（米田晴信君） 失礼します。住民課の米田です。よろしくお願いたします。私の方からは新澤議員の2番の太陽光発電の設置についての回答をいたします。

まず、町内の既設施設、それから工事着工施設、申請済み施設の数及び面積ということですが、太陽光発電設備の設置については、申請も届出も必要ございませんので、数や面積の把握をすることはできません。それから、既に設置された施設が条例に則しているのか、また、太陽光に伴う生活に与える問題や環境、景観問題など、今後どう取り組むのかということですが、そもそも、本町には条例がなかったため、環境省におけるガイドラインや技術基準のみで、町内に乱立されることにより生じる、生活環境や景観問題への悪影響を軽減するために、議員や町民の要望もあり、高取町としてのルールを定めた条例を議決をいただきました。この条例は制定日である、令和4年6月17日以降に事業を開始する事業者に対し適用するものであり、今後においては、既設事業者も含めて、しっかりとこの条例の遵守を徹底してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

〔総務課長 芦高龍也君 登壇〕

○総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。総務課の芦高です。私の方からは、8番、新澤明美議員の3番、公有地、公共施設の未登記処理について、回答させていただきます。公共施設の管理などにおきましては、現在、各担当課におきまして管理を行っているところであります。公共施設の表示登記につきましては、未登記状態になっておる件数ですが、3件あります。役場、文化センター、火葬場が未登記状態になっております。未登記処理物件の取り扱いにおいても、今後は各担当課で予算措置を行い、次年度以降に計画を立てながら、順次、登記処理を進めてまいりたいと思います。私の方からは以上です。

○議長（新澤良文君） それでは再質問をお受けいたします。新澤議員。

○8番（新澤明美君） それでは、学校30人定数の実現についてでございます。まず、来年度4月からの子どもたちのそれぞれの学年の人数についてちょっと今ここでお答えください。

○議長（新澤良文君） 安田教育長。

○教育長（安田光治君） 今の新澤議員の再質問についてお答えいたします。令和5年度の1年生につきましては、33名。2年生については、すいませんちょっと内数を言わせてもらいます。一応、特別支援学級入級予定の子が内数3人です。33名中。2年生43名、その内2名が、今言った在籍する子です。3年生44

名、内数1が在籍する子です。4年生35人、3人が在籍する子です。5年生53名、内3名が在籍する子です。6年生40名、1名が在籍する子です。トータル小学生248名、13名が特別支援学級に在籍する子の予定になっております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 30人定数からいきますと、今、4年生だけが30人定数にあたるということ。今、先ほどお答えいただきましたね。いただきましたけど、支援学級の子どもたちを抜いて30人定数というそういう計算になるんですね。だから30人と。1年生でしたら30人ちょうどなんで、30人定数になるということなんですね。それは通常の定数の考え方ということなんですね。分かりました。特に1年生ですから、それぞれの学年が今、全部2クラスでいく中で、新1年生だけ1クラスという状況になる予定になるわけで、是非そのところを1名付けていただくことをご検討を願いたいと思いますが、そこらへんの考え方をお聞きしたいんですが。

○議長（新澤良文君） 安田教育長。

○教育長（安田光治君） 今のご質問にお答えいたします。今のところの数を今言わせてもらっただけで、これからの数としては増減があるかもわかりません。一応その数を勘案しながらできるだけ、今、新澤議員が言われましたような、新1年生、特に初めての小学校ということで、できるだけ数字が達せれば、それに実現していかにしてもらいたいなと思っております。以上です。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 今ちょっと数字見たばかりで計算直ぐできないんですが、これ2年生以降は全部2クラスということですね。そういう状況ですね。あとは、次、県費講師と町費講師の待遇について今聞かせてもらいましたが、1年目は同じで、給料は、月はそうですが、ボーナスの分については、なんか違う、ちょっときっちり聞き取れてないんですが、単費講師の方がボーナスが良い。100分の130とかなんか言ってたように思うんですが、私なんか聞き間違えましたかね。実際に計算したらね、年間でどのぐらい違ってくるのかね、そこら辺のちょっと聞きたかったんですがね、そういう計算も何歳の人でという形でちょっと出ますか今。出なかったら結構です。

○議長（新澤良文君） 出ない。安田教育長。

○教育長（安田光治君） すいません。今、計算してもらってるんですけど、また後

でお伝えできるかなと思います。

○議長（新澤良文君） ご回答は教育厚生委員会でもいいですか。いいですか。この中でやったら暫時休憩にしましょうか。どないするんですか。新澤議員。

○8番（新澤明美君） 今直ぐできなかつたらいいです。委員会の中でも結構です。今、数字ね、先ほどあげてもらいましたんでね、詳細について、またお聞きをすればいいかなと思いますが、実際に1年目は同じだけれども2年目からについては、経験に応じて県費の方が上がっていくということで、町単の方は固定給ということを知りましたんでね。やはり、そこら辺の分について、同じ常勤で同じ仕事をする人に対して、やはり、同じ講師ですからね、是非そこら辺少しでも県費に近い形で改善をしていただきたい。なかなか県がどのように教員採用するかというところに問題があると思いますが、現実として講師が採せないという中で、やっぱり町としても労働環境をきちんとやっぱ整えることで、講師を迎え入れるということが大事ではないかなと思います。是非ね、その辺の改善を今、改善検討しますと、近隣市町村を見てということでしたが、是非、今よりも改善をしていただきたいと思います。1年生のもう1クラス増やすということは、是非、実現を図っていただきたい。新1年生というのはとても大事な年です。年齢でもありますし、支援学級の子どもさんも3名ということですから、やはり、一緒に学習する時間帯もたくさんあるわけですし、やはり、一挙に33人一緒にすることと、もう現在は本当に20名以下で学習をしているわけですし、そこら辺を考えると、是非とも2クラス編成にできるようによろしくお願いをしたいと思います。

次に放課後児童クラブの水路の問題でございますが、土を上げていただいたということは聞いておりましたが、その後また水が溜まっているということで、実際に水が流れるような勾配になってないんじゃないかという話もしながら、している中、いい天気が続いたら乾いてしまつてと。そういう繰り返しがあったもので、教育委員会と福祉課の間で話がうまくできてない状況も一定の間ありましたんで、今回、改めてどうなのかということで聞かせていただいたところでございます。何度もこれ土落ちてきて、その水路がきちんとやっぱ流れてない状況なんですね。いつも溜まってるんですよ。だから水路の勾配にやっぱちょっと問題があるのかなと思います私は。それ技術的なことなんで分かりませんが、あそこに水が溜まらないようにしていただいたら結構ですので、是非お願いをしたいと思います。

- 議長（新澤良文君） 回答はいいんですか。
- 8番（新澤明美君） 回答は結構です。回答していただけますか。
- 議長（新澤良文君） 勾配がちゃんとなっていないから溜まるんちゃうかっておっしゃってるんやけども、教育委員会と福祉課は共有できてないの。榊井課長。
- 福祉課兼新型コロナワクチン接種対策推進室長（榊井貞夫君） ただいまのご指摘でございます。教育委員会と福祉課につきましては、共有できてないというご指摘でございますけれども、共有させていただいております、それで8月に教育委員会の方で泥上げもしていただいたという状況がございます。今後におきましてですね、教育委員会におきまして、側溝への土砂であるとか、枯れ葉の流入とか、あるいは、虫の飛散を防ぐためにですね、新年度予算におきまして、教育委員会におきまして、側溝に蓋をするための経費の計上であるとか、あと、側溝を高圧洗浄していただくための経費の計上を教育委員会において考えていただいているということをごさしまして、教育委員会とも連携しているところでございます。さらに福祉課におきましては、新年度におきまして、放課後児童クラブの新入路の上の部分の、のり面の部分にですね、防草シートを被せさせていただきまして、上部からの土砂の落下による側溝への流入や虫の発生を防止することも考えているところでございまして、今後におきましても教育委員会と連携いたしながら、連携させていただきながら、対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 議長（新澤良文君） 新澤議員。
- 8番（新澤明美君） 今のご回答、最初にいただいたら、今後の対応、次に考えてくれているんだなということになります。それともう1つ、先ほど私言いましたが、素人考えで申し訳ないですが、あそこ本当に側溝の勾配がね、きちっとできてんのかなと。何回も本当に水がぐっと溜まっているのがね、土だけで溜まっているのかなというとても疑問に思っているんです。その辺については、専門の技師に私はちゃんと見ていただきたいなと思っておりますが、いかがですか。誰が答えるのか分かりませんが。
- 議長（新澤良文君） 芦高総務課長。
- 総務課長（芦高龍也君） 今、新澤議員からご質問のあったことにつきましては、技術的なことにつきましては、事業課を含めて、また見てもらいながらどういう工法がいいのかということを探して来年度の予算に向けて進んでまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

- 議長（新澤良文君） 引き渡すときに図面見て現場はやってるわけなんですよ。答えれんの。前田教育次長。
- 教育次長（前田広子君） すいません。失礼します。勾配云々につきましては、次の教育厚生委員会の方で答えさせてもらいますが、来年度考えてる工事につきましては、先ほど榊井課長が答弁していただいたように、土砂が入らないような形で鉄板のフタを敷設という形で予算の方ですね、予算の方を要求させてもらっています。取り外しが可能ということで、土砂等が入りましたら掃除できるような形にしていきたいと思っております。また、先ほど、榊井課長の方も答弁していただきましたように、高圧っていうか水圧の洗浄ということもグラウンド、学童含めグラウンドの方ですね、全ての側溝についても清掃の予算を計上させてもらっております。
- 議長（新澤良文君） 新澤議員。
- 8番（新澤明美君） ありがとうございます。施設をつくる時に、当然、設計もあったはずで、施設と学校の運動場の取り合いの水路がどうなっているかということについても、きちんとされていると思いますが、その辺の確認をきちっとしてもらって、実際にどうなっているかという確認を、是非、勾配に問題がないかということを確認をしていただけますか。それ施設としたらね、これは福祉課の施設ですから、課長、福祉課長の榊井課長の責任で、そのところに問題がないかどうかということ専門的にはっきりさせていただきますか。
- 議長（新澤良文君） 榊井福祉課長。
- 福祉課兼新型コロナワクチン接種対策推進室長（榊井貞夫君） すいません。確かに放課後児童クラブの進入路の横の側溝ということでございます。私の責任でということでございますけれども、側溝の管理につきましては、教育委員会の所管でございますので、今後も教育委員会とも連携させていただきながら十分対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
- 議長（新澤良文君） 新澤議員。
- 8番（新澤明美君） 教育委員会の責任で全部技術的なものをご確認していただいて、問題があったらそれを是正するというところでよろしいのでしょうか。回答お願いします。
- 議長（新澤良文君） 前田教育次長。
- 教育次長（前田広子君） すいません。失礼します。グラウンドの側溝につきましては、教育委員会の管轄になりますので、こういった勾配の問題であるとか、そ

ういうのを調べさせてもらいます。教育委員会の方で調べて、また回答をさせてもらいます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 今、この議場でも皆さんも見ておられたようにね、いやもう取り合いのところですからね、どちらにも関係していることで、そこらへんの話し合いを早急にやっぱ進めて、どちらかということなく、とにかく現状に問題がなければいいことでしてね、そういう役場内のね、確認、連携というのはね、きちんとしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

次に太陽光の問題に移らしていただきます。太陽光の問題では、令和4年6月17日までに事前協議を開始・・・ごめんちょっと待ってくださいね。それ以降に事業を開始するところに関しては、この条例の適用をするということですが、事業を開始をするということはどういうことなのかよく分からないんですが、この条例の中見ていますと、事前協議終了とか届け出とかありますが、どの時点を指して事業を開始というのか、ちょっとお答えください。

○議長（新澤良文君） 米田課長。

○住民課長（米田晴信君） すいません。どの時点をもって事業開始と見なすかというところなんですけど、今考えております、いわゆる、農地除外地申請などを太陽光発電を目的に申請をされている。あるいは、農地転用を申請されている。あるいは、FIT申請をしてFIT認定を受けている等が、6月17日以前の場合は事業を開始とみなしております。以上です。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 事前協議ということから考えますと、農地転用が認められるということがなされてない中でね、事業開始ということにはならないのではないかと思いますけど、ちょっとそこら辺のね、私解釈おかしくないかなと思うんですが、どうですか。

○議長（新澤良文君） 米田課長。

○住民課長（米田晴信君） 失礼します。事前協議というのはですね、今後、この6月17日以降に新たに事業が開始された場合、条例によって事前協議をやって届けてくださいという意味なんです。この経過措置といいますのは、太陽光発電設備がこの条例よりも以前に既に開始されている、いわゆる、農地転用とりましたら、太陽光発電をするために農地転用に申請を出しているというのは、既に事業が開始されていると見なしております。以上です。

- 議長（新澤良文君） 新澤議員。
- 8番（新澤明美君） ということは、今、6月17日以降で新たにその条例に対応する太陽光発電という場所は、何カ所ございますか。
- 議長（新澤良文君） 米田住民課長。
- 住民課長（米田晴信君） 失礼します。条例制定以降新たな件数は0件です。以上です。
- 議長（新澤良文君） 新澤議員。
- 8番（新澤明美君） そうなりますと、結局条例制定の前に駆け込みで全部、今年の4月までに農転にいったと。かなりの数がいったんだなというふうに見られますね。今、そういうことだなと結論的にはね。と思いますが。ちょっと先ほどのその条例に附則するのがどの部分なのかっていうのは、私ちょっともう一つ合点いれないんですが、課長はそうおっしゃるんでもう一度私も調べますが、条例に則さない場合、なるべくそれに則すように指導も要請をしますと、しなければならぬということにはならないかもしれませんが、なるべく条例に則すように要請しますということでございますが、今、太陽光発電がどこにどれだけの分があって、どこが所有しててというように実態を全くご存じないということですのでね、直ぐにね、やっぱり実態調査をしていただいてね、まずはどこにあって、どこにどれだけの広さがあって、誰が持っててっていうのは最低限ですやんか。そして、指導しようと思ったらね、様子はどうなっているのか見に行かなくてはいいませんやろ。それは別に普通の一般の人は考えることで、実際に本当に家の真横にできてるお家もいくつもあるわけですし、本当にこれからの目に見えないいろんな被害とか、ここにいろいろあげられてますけどね、施工の中で健康被害とかいうことも心配もされますし、景観の問題、自然環境の問題、あとは先ほど、少子化の問題で若い人たちに来てもらおうと思った時に太陽光発電ばかりのところに本当に果たして、よその市町村からこんな高取町に住みたいねって来ていただけるのかなと、すごく疑問を持っています。そこらへんのね、やっぱ指導、業者さんと一緒になって、太陽光発電が全部ダメだということじゃないです。やっぱ自然エネルギーを私は、今、必要だけれども、急激に進めるからこそこういうね、問題が起きてきていると思います。そういう中で行政が、いかに住民さんと業者の中に入ってね、指導もしていけるかと。これからまだ設置をしてないところに関しては、この条例に沿って、設置をするように指導してほしいんです。条例に全然関係なくても、なるべく離してくださいよとかね。いろいろ書いてます

でしょ、設置基準とかね。そのことをもう一度、やはり、お話をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（新澤良文君） 1点ちょっと誤解されている部分がありますんで、これ太陽光の条例を作ろうって言ったのは、僕も提案させていただいたんで、申し上げますけれども。条例ができる前に駆け込みで多くなったんじゃないし、多くなったから条例を作ろうっていうようになったんです。そういう協議の場がね、農業委員会等々で、松山地区、あるいは、羽内地区とか。ちょっと駆け込みでということではないっていうこと誤解されると思います。ほんで、はっきり言ったらいいやん。それまでに条例の前のやつは、もうどうしようもないんです。例え家の近くであっても、我々は、それはもうはっきり言うとかないと。

○住民課長（米田晴信君） 今、議長もおっしゃいましたけども、駆け込みではなしにですね、かなりの数が出てきたということで、議員の要望もあって、町民さんの要望もあってですね、この条例を作ったということでございます。それから今、新澤議員いろいろその、家の横とか、景観とか、生活環境とか、そういうことをなくすためにですね、この条例を作ったわけでございます。いわゆる、その既設事業者については、経過措置の中でも、その設置基準とか努力義務を課しておりますので、違反などが発覚した場合には、直ちにこの条例を持って指導にまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 努力義務でいきたいということなんで、是非お願いをしたいですし、ある意味で家の真横にできちゃったのを壊しなさいという話ではね、なかなかならないと思います。ですけれども、運用、それを維持管理をしていく上でとか、あと、壊れた時どうする、あと、最後どういうふうに始末をするかとかね、いろいろ今後のこととかたくさんあるし、まだ着工してない業者さんもたくさんあるわけです。若干。今から着工される方があるわけですからね。そこにやはり、ちゃんとこの条例には義務はないけれども、是非、これに則すようにということの指導をしていただきたいと思います。そのために、実態をしっかりとつかんで、1つ1つ指導をしていただきたいと思いますと思いますが、それをお願いをして、また議会の方に報告もお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（新澤良文君） 暫時休憩。

午後 2時25分 休憩

午後 2時39分 再開

---

○議長（新澤良文君） 米田住民課長。

○住民課長（米田晴信君） すいません。今の質問でございますけれども、条例の制定日以前というのはあくまでも、この条例の適用はできません。ただ、違反などが発覚した場合は指導させていただきます。今後この制定日以降、新規に出てくる場合はですね、ちゃんとこの条例を遵守させるという指導していきたいと思えます。

○8番（新澤明美君） 違反て何の違反。

○住民課長（米田晴信君） 違反と言いますのは、いわゆるこの設置基準ですね、例えば、太陽光発電が立っている土地が草まめしになってるとかですね、そういうのはちゃんと事業者を持ってきっちりしなさいというのは、ここでちゃんと指導します

○議長（新澤良文君） 挙手の上お願いします。質問は。新澤議員。

○8番（新澤明美君） 条例12条でね。ごめん。条例の11条でね、設置基準で書いてますやんか。条例の11条で、災害の防止とかね、維持管理とかね、自然環境、生活環境の問題ということで、いろいろ書いてますけれど、それについては、全部指導するんですか。これ今、条例の中に全部うたってますけれど、指導できるんですか。条例指導できませんやろ。そこもうちょっとははっきり言ってください。

○議長（新澤良文君） はっきり言ったらいいやんもう。住民課長。

○住民課長（米田晴信君） 例えばね、こういうことがあるという通報なりがあった場合ですね、指導はします。それ以外では、うちでは分からないので、指導できません。以上です。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 回答分かりません。例えば、草刈りがしてないとかね。施工規則などにその条例をさらに詳しく書いた形のもので書いてありますけれども、例えば、今の条例11条をさらに詳しくしたものとして、施工規則の第9条にね、1つの問題として、除草をすることとかね。いろんなこと書いてありますけど、その条例の設置基準というものを守らせると。ここに書いてあることができなかつたら、通報があれば守らせるということなんですね。そういうことでいいんですね。今ここに条例に書いてあることがされてなければ、まあ言うたらもう、まあ言うたら、今ね、この条例に対応できる太陽光発電の場所は1つもないとい

うことでしたからね。やけれども準用するということで、設置基準に基づいて指導はしますということなんですよ。そういうことなんですよ。そういうことですよ。回答としては、そういうことじゃないかなと思うんですが、違いますか。

○議長（新澤良文君） 質問の意味分かった。質問の意味が分からないので、もう一度お願いします。

○8番（新澤明美君） まあ言ったら、6月17日から条例が施行されると。施行されるということですけども、この条例の施行に沿ってされる施設は現在1つもありませんと。ですね。今1つもありませんと。もう今既にやっているもの、計画されているもの、着工しているものしか、今、町内にはありませんと。今、その全体の、今あるそのものに対して、対しては・・・

○議長（新澤良文君） 5分前です。

○8番（新澤明美君） 条例は直接義務にはならないけれども、努力義務として町民さんから何らかの訴えがあれば、こちらから指導に行きますと。そういうことですね。そういうことしか、そういうことなんやろうなと思って、私は聞いてるんですが、そういうことですね。

○議長（新澤良文君） はっきりと言った方がいいよ。米田課長。

○住民課長（米田晴信君） 指導というよりもお願いに行きます。お願いをします。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） そのこのところはね、いや本当にその上から目線じゃなくて、本当に業者さんと住民さんの間に入って、やっぱりこれからの高取町の先の何十年ということを見通す中でね、お話もしていただきたいと思いますんでね。まず、実態調査をしてください。その返事はどうなんですか。

○議長（新澤良文君） 米田課長。

○住民課長（米田晴信君） 既設のね、実態調査は不可能です。どこに何があるか全て現場行ってみないと無理なんで、その辺は難しいです。かなり。条例以前については、条例は適用できませんので、今後については、この条例を持って遵守していきたいと思います。以上です

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） お答えがそういうことですが、私はここで要望しておきます。やはり、高取町が今どれだけ太陽光発電が進んできているのか。その太陽光発電がどういう状況にはなっているのか。今、この条例に則してみたら、もう本当に草ボーボーになってるのか、住民の生活に影響を与えていないのか。その辺につい

てね、住民さんから訴えられる前に、まず、町内一周1つ1つの大字、どこに太陽光発電があるかなんて区長さんに聞いたら分かりますよ。ずっと道を歩いていてね、ずっとここと、ここと、ここがあると、今見回したところで、とりあえずはこういうところ問題かなという、やっぱりまずは、実態把握のチェックをしていくのが、私はまずは必要じゃないかなと思いますんで、是非そこらへんの把握をしていただくことをお願いして一般質問も終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（新澤良文君） 米田課長。

○住民課長（米田晴信君） すいません。条例制定以前の部分については、できませんので、条例制定後について、しっかりとしていきたいと思っております。

○議長（新澤良文君） ここで新澤議員の質問時間が約2分残っております。関連の方がいらっしゃればお受けいたします。よろしいですか。それでは、これをもちまして8番、新澤議員の一般質問を終了いたします。40分から始めます。40分まで休憩。

午後 2時25分 休憩

午後 2時39分 再開

---

○議長（新澤良文君） 再開いたします。次の質問者は私になりますので、暫時休憩の後、議事運営は私の質問の間は森川副議長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。暫時休憩。

午後 2時39分 休憩

午後 2時40分 再開

---

○副議長（森川彰久君） 再開をいたします。次に6番、新澤議員の発言を許します。6番、新澤議員ご登壇願います。

〔6番 新澤良文君 登壇〕

○6番（新澤良文君） 副議長のお許しをいただきましたので、なるべく通告書に乗っ取って質問させていただきます。高取町土地開発公社の問題についてお尋ねいたします。高取町土地開発公社は、独立した法人ですが、理事長は歴代町長が就いて、理事は町の執行部が就き、議会からも理事2名、幹事1名が就いております。そして、町は公社の債務保証をしており、毎年多額のお金を返済しているという状況です。その観点から、この問題は議会でも議論しなければならないと思

いますので、あえてお尋ねいたします。

先日の公社理事会で議論されたように、特に兵庫大字、薩摩大字で計画されていた、新市街地開発事業（住宅及び工業団地）においては、元桜井土木事務所所長や他の市町村の議会議員らが、この事業に関与していたということが明らかになりましたが、この事業に、この方々が関与した経緯をお尋ねいたします。なぜ公社は、民間業者の不良債権を引き継いだのかお尋ねいたします。結果として高取町がこの民間企業の不良債権を肩代わりする形となり、町民の大切な血税を使う事となりました。この辺りについてもお尋ねいたします。高取町がこの方々から食い物にされたという原因をお尋ねいたします。それでは、残りの質問は質問者席からさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（森川彰久君） それでは、ただいまの質問に対する回答をお受けいたします。芦高総務課長。

〔総務課長 芦高龍也君 登壇〕

○総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。総務課の芦高です。6番、新澤良文議員のご質問にお答えいたします。ただいま、ご質問をいただきましたことにつきましては、平成5年くらいからの出来事ようです。約30年前の事業でもあり、その当時のことを分かる職員もおらず、誰がどのような形で、この事業に携わったのかも分からない状態でございます。よって、詳しく回答が出来ないことをここに申し述べます。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。回答通さんでいいですか。項目別に再質問をお受けさせていただきます。6番、新澤議員。

○6番（新澤良文君） 今なんか無責任なこと言うところけども、これもう高取町としたら、町を挙げての大きな事業でございます。そりゃもちろん何十年も前のことなんで、残ってる職員というのは、この事業に関わった職員というのはね、少ないかもしれない。だけど、そういう事業ってあれじゃないですか。資料資料等々もそうなんですけども、引き継ぎやっていくのが当たり前じゃないですか。じゃあ、今、高取町でやってる事業、30年後に30年後の議員が質問したら、いやいやその時の職員がおらへんから分かりせんねんっていうことになるんですか。特にこれ、公社というのは独立した団体でありますし、議事録等々も残していかなくちゃいけない中で、そういった無勝手な無勝手なといつかね、答弁というのはちょっと納得できません。

○副議長（森川彰久君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 失礼します。芦高です。ただ今の新澤良文議員のご質問の回答なんですけども、確かに我々は、その30年前の事業で、こういうようなこともあったということは聞きには及んでいるんですけども、その当時、誰がどういうふうな形で携わったということがちょっと今わからない状態ですということで、回答させていただきましたけども、現在、高取町土地開発公社の債務負担をさせていただいている、平成19年度の当時の借入金ということは、不良債務を肩代わりしていることについていうことは、ご質問であったと思うんですけども、平成19年度当時、借入金の残高は8億5,180万円でした。この借入金は、全て公有地購入のための借入金でございます。土地開発公社は平成20年度から20年間の返済計画を立てて、毎年、年間約5,000万円前後の償還を行っていますけども、公社には自己資金がなく、一般会計予算から毎年補助金として交付させていただいております。この償還については、令和10年度に完済予定となっており、その不良債務の内容につきましては、公社の決算の中にちょっと載ってなかったのが、回答はできませんというような回答になりました。私の方からは以上です。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） じゃあ平たく言えば、この公社の借金っていうの、8億9,000万円、平成19年から。このあった中で、今は毎年これ町が債務保証してるんですけども、何の金かは分かりませんが借金は払ってますということをお願いかな。どういうことで使われたお金か分からないけどもということかな。用地買収ということをおっしゃったけども。そういうこと言いたいんですか。

○副議長（森川彰久君） 芦高課長。

○総務課長（芦高龍也君） 今、8億5,000万の内容なんですけども、回答の中では公有地ということでした。その公有地につきましては、今、19年度の決算の明細でおきますと、小集落の地区改良用地で、約4,000万。同和対策事業用地で、約3,300万。中央公園の事業用地で、3,000万。スポーツレクリエーション施設ということで、これゴルフ場の跡地なんですけども、これで、2億500万。約ですけども。あと、福祉施設用地といたしまして、これが、5億1,600万。町道の改良工事で、約880万ということで、これ合わせますと8億5,000万、公社からお金を借り入れたというような内容になっていて、この土地につきましては、実際、特別損失で、その20年当時、こんだけも価値がないであろうということで、今、決算上では、1億そこそこの土

地の値打ちしかないんですけども、借金はそのまま8億5,000万残ってますので、それを20年間で返済させていただいているというような流れになっております。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 要はね、僕は何を尋ねたいかというとな、これはバブルがはじけて、業者がね、民間業者が塩漬けにしとったような土地を高取町は、そのバブルはじけた後の話だから、破格のお金で引き取ったと、事業をね、手つけなりなんなり入れてはったんでしょう。いろんな会社がね。その時の理事長、筒井さんですかね。西口さんと相談した中でね、この事業を始めたというふうに先日の理事会では証言されたんですけど。森川副議長が証言されたんです。そういうことなんじゃないですか。それは承知されてるんですか。

○副議長（森川彰久君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。この内容につきましては、ちょっとここで詳しく回答できないんですけども、以前、新澤議長もご存知だと思うんですけども、29億円の債務不存在ということで裁判がございました。その中で明らかになってきているような状態で、結局、土地開発公社には債務がなかったということで、結審最後したんですけども、一応その中で、そういう流れかなというようなことは把握しております。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） だから、その中の裁判の中でね、いろんな事実が出てきているじゃないですか。この山本商事との問題等々も含めてね。だから、その中で槇峯建設や山本商事やというような名前が出てきてる中で、そうでしょ。槇峯建設との裁判の中での話でしょ。いろんな話が出てきた。ということは、裁判所の中で証言しているということは、虚偽の証言はできないということで、証言に一定の信頼性があるということを考えられるということで、それは分かりますよね。うちの百条と違って、向こうはきちんとしてますんでね。だからそれをして、だいたい分かったということをおっしゃってるわけ。それでいいですか。

○副議長（森川彰久君） 芦高課長。

○総務課長（芦高龍也君） はい。その通りでございます。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 本当に公社は独立した組織とはいえ、団体とはいえ、やっぱりこういうのは、大きな事業をやった時にやはり議事録なり、あるいは、そういう

土地買収に至った経緯等々、後の世代に分かるような書類をね、残していかないと。その時分の町長なり理事なりが悪いやろうけども、残していかないと。後の世代が、僕ら見た時にはね、不審感しかないじゃないですか。これ。だから、そのちょっと申し上げたいのは、ちょっと話ちょっとそれますけども、結局、前の町長の時に、理事、この町の執行部の皆さんが理事になってますわね。前の町長の時の判断がこうだって言ったならば、その町長の判断に従うしかないような理事の集まりで、何の理事会なんですか。そうでしょ。この時の町長も意見が間違ってるやうが、正しかろうが、正しかったらいいんですけども、間違っとしても何の意見も言えないような理事がおってやね。その人がワンマンで間違った判断されても誰も止めれないような状況やったんでしょ。それで誰が損をするんですか。町民じゃないですか。今もそういうあれが続いてるわけでしょう。だから、もう土地開発公社の理事の選任等々も考えていった方がいいということも、理事会の中でも、僕提案させてもらったけども。そうでしょ。まあ議会でも言えますよ。議会のその議長のね、議会議員の選任は議長に一任されとったからね。僕も前の議長、前の議長って言うたらあれですけども、辞めたね、議員さん、議長されとった人とだいぶやり合いましたよね。その人はこうおっしゃいました。その当時の町長、町長と同じ意見じゃなかったら理事になれないんですっていうふうにおっしゃった。もうこういう考えがね、執行部の方にもあったんでしょ。だから、議会の方にもあったということね、僕も1年間その議長とは戦いましたけどね。米田義一さんですよ。それは。戦いましたけどもね。やはりね、理事会の中で、あかんことはあかん、止めれない人間がいてなかったからこうやって町長が逮捕されるような、議会もしかりですよ。町長が逮捕されるような不幸な出来事があったわけじゃないですか。それで精査していきたいという中で、今後この当時の事件の中でね、産廃が埋まってるんじゃないかという兵庫区のボーリングの予算をやね、1,000万、これまた町が負担するわけなんやけどもということになったんでね。だから、以前の部分もちょっと調査しなきゃいけないなということで、今、僕また調べ直しているんですけどもね。この点についてはどうですか。この前、僕、質問しましたよね。君に。何人かの理事さんは、前の町長の時は反対で、今の町長になって賛成で。ボーリング調査することにおいてでもですよ。そうでしょう。何で気持ち変わったんやと僕が聞いたら、いや、前の町長反対されとったからという人らが理事されてるでしょう。それで、町民が、そうでしょう。町民の血税から出る。本当に大事な税金からこんな事業やっとなやからね。

だから、職員とはいえ町長に逆らえないというのは、これも分かりますよ気持ちは。だから、その理事の選任のやり方であるとか、こういうのを変えていったらどうですかということも提案申し上げましたけども理事会で。これはどうなんですか。

○副議長（森川彰久君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 今、新澤議員の方からご質問のあった、11月24日に理事会を開催しました。その中には忌憚のない意見もいろいろ出て、いろんな話し合いをすることができました。我々にとっても提案として、今後ですね、まだちょっと答えは出てないんですけども、やはり他市町村の土地開発公社の実態でありますとか、いろんな内容を精査しながらですね、また、理事会の中で相談させていただいて、理事の選任も含めて進めてまいりたいと思っております。私からは以上です。

○副議長（森川彰久君） ちょっと新澤議員待ってください。質問者と回答者の皆さんに一言を申し述べます。11月24日の公社理事会における、あまり詳細な質問と回答は避けていただき、まだ公開をするという決議がされてませんので。関連する質問はお受けするとして、それに類する回答ということに留めて置いてください。新澤議員。

○6番（新澤良文君） 一部の質問しかしません。それとその、それはもう以前に僕はもう指摘させてもらってるところございますし、21日は21日で違う話するんやけどね。僕は何を言いたいかと言うとね、本当に高取町は町長が捕まるというようなことになった原因もこれなんですよ。不幸な原因。その時の理事は何しとったんやという話ですよ。そうでしょう。議会もそうですよ。だから、もう済んだことやからええやないかといって人間もおるのか分からないけども、その時のひずみというんか、そういう部分はたくさん出てきてるんですよ。その1つがこのボーリングですよ。前回の議会でも一般質問させてもらったけどね。あの時には、当時の三井総務課長がね、山本商事が掘った穴、産廃を埋めていたか分からないような可能性のある業者が、ここ調べてくださいという3箇所掘ったと土地しか調べてないと。これ三井総務課長、ええ加減なもんじゃないですか。それと、三井総務課長がお一人の判断で、当時ね、こんなことできるはずないと僕は思ってますよ。やはり、その時の当時の理事長なり、あるいは、他の理事なり、あるいは、外野からそういう圧力があつたのかなというのは、高取町っていうのはね、この役場に勤めてない人からの意向がかなり働いているような行政だ

ったと。今は知りませんよ。今はもう議会の方でしっかりとチェックしてもらってるから、そんなことないとは信じたいですけどね。当時はね、あちこちの言うたら企業からどういう形で、職員がお金を貰ったのか、貰ってなかったのか、職員が怖かったのか、どうなのか分かりませんが、業者の意向に逆らえなかったというような、というのが高取町だったんでしょ。だから、これ町長が逮捕され、職員も何人か逮捕され、調べを受けるというような状況になったわけじゃないですか。だから、その時のね、やっぱりその反省をして体制を変えないといけないじゃないですか。まず、この資料等々、やはりその、明らかにすると。僕はこの問題こそ百条に、百条調査委員会、これはもうワクチン終わったら百条やろうやとこれって言うて、他の議員さんに提案したいぐらいですよ。というのは、まだまだ債務保障していつてるからうちが。そうでしょう。使途不明金もあるって聞いている。そしてまた、筒井さんとのね、和解の件であったりだとか、等々、不自然やし。

ちょっと違う方向で質問します。公社問題ですけども、11月24日の公社の理事会で、山本との和解で引き渡され、その後太陽光発電業者ウエストコーポレーションですね、賃貸している公社所有地について、産廃の調査費用1,000万円が理事会の中で承認された、可決されたということでございました。私は産廃調査をするに至った山本商事との土地売買、そして、和解に大きな疑念を抱いており、再度この問題を質問します。公社はなぜこのような土地を購入することになったのですか。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。山本商事じゃなしに、山本さん個人ですね。

○6番（新澤良文君） 個人です。山本さんでいいです。こんな問題あれですよ。回答できへんて、僕議員になったから10年間ずっと同じようなことを質問してますよ。ただまたこの場で何であえて同じ質問するかというと、その当時は町長が違う方やって、ボーリングをもう一回やり直してほしいと言われても、他の執行部は皆反対やったんですよ。でも今の町長になってからね、理事会の中でボーリングやろうよと言うとみんな賛成になったんですよ。だから、今だったらそういうことも明らかにできるんじゃないかということで質問させてもらってるんでしょ。もう1回ほんだからこの場であれしましょうか、1人ずつ当てて、何で反対やったか賛成やったかって聞きましょうか。そんなこともさせられないでしょ。テレビカメラ回ってるし、かわいそうでしょ。僕は聞きたいのは2点だけです。土地の購入にいたった経緯、こんなことは当時の担当じゃなくても引き継いで

聞いているでしょう。事件にもなって裁判にもなって、いろいろなってるんやからやね。まずは、土地を買うた後も不法占拠されていたということについての裁判もあるんやから、その意味で皆おるでしょ。この件はどうなんですか。

○副議長（森川彰久君） 芦高課長、知っておられる範囲内でお答えいただけたらそれでいいかなと思います。暫時休憩。

午後 3時 5分 休憩

午後 3時 6分 再開

---

○副議長（森川彰久君） 芦高課長。

○総務課長（芦高龍也君） 今、太陽光発電の置いてある土地の取得についてですが、確証のあるものはちょっとないんですけども、私が思うに新市街地の開発をするにあたり、あの土地が必要であろうということで、土地を購入をされたかと思えます。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） これ役場と違って公社が購入したということやけど、11億ものね、他の土地からの隣接の土地からの評価と比べるとね、この土地に対する評価額というか、金額が飛び抜けて高いんですよ、土地代金が。そういうことやのに、その極めてその隣接の土地よりも、極めて高い土地を買った経緯っていうのが何の資料も残っていないし、裁判等々もあった中ですよ。その後に、何の引き継ぎ等々もなかったとということですか。

○副議長（森川彰久君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） その通りでございます。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） いやこんないい加減な開発公社の理事、この開発公社のあやふややね、町民に債務負担なんてさせれませんよ。これも議員の皆さんどうですか。この予算はもう次、来年度からもう否決しましょうよ。ということになってくるんですよ。説明できないやん1つずつ。今までこんな質問はなかったんかもしれないけどもさ、やっぱり説明はできるように辻褄が合うようにはしといてもらわなかったら、この土地だけが極めて高いんですよ。産廃が埋まっとった可能性もあるのに。そうでしょう。これちょっと調べとってください。次の理事会までに。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。期限は設けなくていいですか。期限は設けなく

ていいですか。

○6番（新澤良文君） 次の理事会までに。まだ職員の中で名前は言いませんけども。もう言うわ。土橋とかもおるんやから、その当時、詳しい職員が。前の総務課長の三井さんにも電話して聞いたらいいやんか。いきますよ次。

○副議長（森川彰久君） ちょっと待ってください。そうしたら、芦高課長。今、新澤議員の質問にあったように、次回公社理事会までに説明できるような内容を調査しておいてください。新澤議員。

○6番（新澤良文君） ほんならこの件も分からんというのかな。売買契約書は誰が作成したのですか。また、仲介人はいたのですか。

○副議長（森川彰久君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） すいません。その件につきましても分かりかねます。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 裁判記録によりますと、平成23年3月1日午後1時30分、裁判長から宣誓の読み上げ説明を受け、偽証した場合の罰を告げられ宣誓書を読み上げ、その誓いをした証人尋問で、筒井前町長は、全権を上田に任せていたということをおっしゃっております。上田というのは、当時の助役ということですよしゅうございますね。

○副議長（森川彰久君） 芦高総務課長。正確に答えてください。

○総務課長（芦高龍也君） 前助役であります。当時は常務理事で公社の方でおられました。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） この方一度理事長にも就任されているということ、これは認めはりますか。

○副議長（森川彰久君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） はい。何年かは理事長を務められたと聞いております。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） この土地開発公社の理事長というのは、歴代町長がされているもので、なんでこの時だけこの助役ですか、何ですか、僕はこの人存じ上げてないんやけど、この方が理事長ということになったんですか。なんか意図するところがあつたんですか。

○副議長（森川彰久君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） その時、なぜ理事長をされてたかということにつきまし

ては、こちらで分かりかねます。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） それも併せて調べておいてください。じゃあ次いきます。次に産廃について、筒井前町長はこのように述べています。奈良県から山本の土地は産廃搬入の問題があるので解決するようにと申し出があり、造成工事ができなかった。奈良県が産廃を燃やしているとの住民からの申し出で現地調査に来た。このような証言があるのに、なぜ公社はたった3箇所、しかも、山本が指定した場所で産廃はないと判断したの。僕は先ほど申し上げたところですよ。筒井町長は裁判の中でおっしゃってるんですよ。産廃の搬入の問題があるので、奈良県からね、この問題を解決するようにという指示を受けたということ。これはもう裁判所でね、虚偽の証言をしたら罰せられますよと。うちの百条委員会みたいに甘いもん違うから。裁判所の宣誓書というのは、もっと重いもやから。この証言っていうのはね、極めて信頼性が高いと僕は見てるんですけどもね。奈良県からそういうふうなできなかったということを聞いていると。そして、産廃を燃やしているとの住民からの申し出であり現地調査に県が来たということ。だから、産廃はないとし、和解では産廃があった場合としたっていうのが、ちょっと理解できないでしょう。というのは、その何も業者側に立たずに、もうこの時の話はもう君たち職員の話やからね。そうでしょ。知らんとは言わさないよ。和解なった時には、皆執行部なり、何なりでいたはるのに職員でおるんやから、議員さんになってる人もおるけども。だからね、筒井前町長がおっしゃってるんですよ。裁判所で。奈良県から山本の土地は産廃搬入の問題があるので解決するようにと。この事業を進めるにおいてね。という指示を受けていると。そういう指示も受けてて、もうあの場所には産廃が埋まっているということは前提でね、奈良県はそういう指示を出されているのに、どうして和解の時に山本サイドが掘った穴3箇所から、3箇所しか調査をしなかったのか。これ以前にも質問させていただいたけれども、もう一度お尋ねします。この裁判記録等々は、その時申し上げてなかったの、この点についてお答えください。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員に新たな証言資料ということでの質問であります。芦高課長答えれるな。芦高課長。

○総務課長（芦高龍也君） 確かに理事会の中で和解の話がございました。その中で詳しくの内容につきましては、理事長がもう和解するということで、内容を説明はされませんでしたので、どういう経緯があって、その中で和解されたかという

ところまでは、把握しておりません。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 和解についてはそうなんかもしれないですけどもね。普通ね、それで和解するんであれば、前町長は産廃が埋まっているということ、前町長が言うぐらいやから、現場の職員なんかもっと分かってるはずや。地元の住民も分かってるし、それを普通はきちっと調査をしてね、産廃があるんだったら撤去して、で和解するとか、そういうことをせずにですよ、業者側が掘ったを穴を3箇所だけ調査して、この下には産廃ないですよっていうことにしてしまったがゆえに、これ今度、今ボーリング調査するんですけども、産廃出てきた時に、これ上のソーラーも含めて全部撤去しやんなあかんかようになってしまうんですよ。産廃っていうのは出さなあかんという、これももう大前提なんでね。まあ入れたところが出さなあかんということなんやけども、もう入れたところとの裁判等々にもなってくんやけどね。じゃあ、この時に判断した土地開発公社の理事たちの判断を、そんな判断までね、町民やね、私たち議会もそうなんですけども、そんな時の、今後お金かかってきますよ、そんな時のお金までは債務保証もできないし、何もできないでしょ。だからその時の理事で頭割りしてやね、裁判費用を持つなり、何なりってやってもらわないと、それはそれ、これはこれですよ。そんな費用まで町民の皆さんに大事な税金からやね、使わしてくれと言えないですよ。どうですか。

○副議長（森川彰久君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） そのあたりはですね、今後理事会の中で協議していきたいと思っております。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 理事会の中でも、同じことを申し上げます。そしてね、当時の理事さん、もう遡ってこの時理事しとった人らにもうお金払ってもらったらいんよ。全員責任も取ってもらったらいんや。議員さんも含めてよ。議会議員として理事入ってた人も含めてよ。責任とってもらったらいんよ。その場で反対した人は、それはあれかもしれないけどね。賛成した人はそうでしょ。もう産廃は埋まってるってことを県も前町長も言うてる中で、ちゃんと調査しやんかったんやけどな。これ職務怠慢も甚だしいし、後の世代にこんなことを報告できないし、そんなんでお金使ってられへん。

じゃあ次いきます。また、裁判記録の中で筒井前町長は、私の知らない3億5,

000万円を上田が無断で借入れを実行したと述べていますが、この事実ご存知ですか。

○副議長（森川彰久君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） その事実は存じ上げておりません。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） その当時分からなかったんかもしれないですけども、これなんか後の裁判等々ではこういう話も出てきてますよね。そういうことでも分かってないということで、分かってないというのは、関わってないっていうことであって、聞いてはいてるでしょって話を聞いているんですけど、どうなんですか。

○副議長（森川彰久君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 裁判記録等内容で聞いております。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） だから裁判記録でこういう時に、もうこれ裁判終わった裁判ですけどね。こういう記録を分かった時に、これはえらいこっちゃと。その当時の理事とか、あるいは執行部の間でね、こういうことになっているということで話し合いはされなかったんですか。普通はしますよね。もう3億5,000万については、前の上田、この人、助役までしかいってないのに理事長までされてるよね。どういう形で理事長されているのか、これ公文書あるんでお示ししますが、理事長やとったという証拠があるんやけど。だから、裁判所の記録の中で分かったということですけども、そうやったらその分かった時点で話し合いとかはならなかったんですか。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員、あと5分です。芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 私が理事会に参加している時にはそういうような議論がなかったように思います。ただ、その前の理事さんがそういう議論をされてたかどうかというのは、今、即答することができません。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） なんか芦高課長だけがね、なんか1人答えて、なんか芦高課長だけが関わっていたというふうになってるんやけど、副町長もこれ知ってる話でしょ。だから、その芦高課長ばかり前立てるんじゃないしに、知ってる人は知ってるで話はしてほしかったんやけど、まあまあ時間もないということなんです。ちょっと最後のまとめの質問させていただきますけどね。要はね、こういうことですよ。この時の薩摩地区、兵庫地区においてのね、この市街化事業ですか

ね、工業団地という事業自体が、これ民間がバブルはじけてしんどなつたと。会社がしんどなつたと。その債務を町が肩代わりして、それを県に相談のうえね、西口部長ですか、桜井土木の。相談のうえでね、進めていったけども、やっぱり産廃の問題があつたりね、そういう問題を解決できなかったということで、まあまあその時の時代背景もあつたでしょ。もうバブルは弾けてるんやから。バブルの時やったらね、土地買え家建ていというたら売れていったんやけども、バブル弾けて後やから、塩漬けの土地を高取町は引き受けて何をしようとしたのか知らんけども。町民の大切な大切な血税をね、そんなところに投入して使って、その後ね、大きな大失態となるような事件も起きるわけやけども。まずそういうことも今後ね、起こさないためにもね、我々議会議員もしっかりしやんなあかんと思うよ。何でもあれするんじあなしに。是々非々でちゃんと二元代表制のね、役割を果たさんあかんと思う。だけどその前に公社の問題は、議会からも2名はいつてるけども、多数決したら負けてまうんやから、僕も議会議員になって理事会公社の理事会とかずっと手上げてるけども負けてしまうんやから。だからね、公社で理事に選任された職員においては、これは時の町長がなんぼ怖かっても、なんぼ上司であってもね、きちんと自分の意見を言わなければ、後の世代まで引きずりますよと、独立した団体であるんやから、損害賠償請求を僕個人でやりますよ。そんなもん。だから安易に受けるんじあなしに、もう受けた時は腹くくってくださいよと、議員の皆さんに言いたいんですよ、執行部の職員の諸君にも。そして、やはり公平な立場でね、この理事会の中で、きちんと公平な立場で発言できる専門的な方であるとか、見識のある方っていうのは、やっぱりこの公社には入れるべきやと僕は思いますよ。議会議員でも信用できへんねんから。議会議員でもやね、議長選挙で勝った与党の議長がやね、あつたんやから。僕、実際に揉めたんやから。議長の選任になつとるから、理事長と同じ判断する人しか入れられませんということ言いよるねんから。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員、残り時間1分20秒です。

○6番（新澤良文君） 大丈夫です。だからね、そういうところもきちんと、もう自分たちのためですよ。職員のためでもあり、もちろん住民のため、そして職員のためでもあり。それは自分たちのためでもあるから、きちんと公平な目でね、判断いただけるような人を公社の理事に入れるとか、こういうことも考えていってと思います。そして今後、理事会等々で追及はしますけどもね、本当に先ほど冒頭で私申し上げましたけども、この公社のお金というのはね、高取町が債務負担

かなりの金額をしているわけやから、これは公社理事長である町長にもお願いしますがね。公社の資料等々は情報開示請求せずにも議会には公表していただけるように債務保証しとるんやからね、債務保証してなかった別ですよ。この公社の中での理事会等々のことであつたり、この参考資料であつたりというのは、もう議員であれば誰でも見れるように。また、ちょっとすいません。また、住民であつても情報開示請求したら・・・

○副議長（森川彰久君） 新澤議員、持ち時間が終了しました。

○6番（新澤良文君） はい。分かっています。住民が情報公開請求したら出せるような形を整備していただきたいなということを理事長の町長にお願いしまして、私の一般質問とかえさせていただきます。町長何卒よろしくお願いいたします。終わります。

○副議長（森川彰久君） これを持ちまして、6番、新澤議員の質問を終わります。なお、議長の質問が終わりましたので、暫時休憩後は議事進行を議長にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。暫時休憩。

午後 3時26分 休憩

午後 3時27分 再開

○議長（新澤良文君） 再開いたします。

以上をもちまして、本日通告いただきました一般質問を終了いたします。

本日予定しておりました日程は、全て終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。散会。

午後 3時27分 散会

令和4年高取町議会第4回定例会会議録

---

招集年月日 令和4年12月5日(月曜日)  
招集の場所 高取町議会議場  
開閉会日時及び宣言  
開会 令和4年12月5日 午前10時00分  
閉会 令和4年12月9日 午前10時12分

---

出席議員(8名)

1	番	森川彰久	君
2	番	西川侑壱	君
3	番	谷本吉巳	君
4	番	松本圭司	君
5	番	野口勝也	君
6	番	新澤良文	君
7	番	森下明	君
8	番	新澤明美	君

---

欠席議員(0名)

なし

---

会議録署名議員

1	番	森川彰久	君
7	番	森下明	君
8	番	新澤明美	君

---

職務のため出席した者

議	会	事	務	局	新	田	靖	幸
書				記	辻		真	佑

---

説明のため出席した者の職・氏名

町	長	中 川 裕 介	君
副 町	長	東 扶 美	君
教 育	長	安 田 光 治	君
総 括 参	事	山 本 修 平	君
総 務 課	長	芦 高 龍 也	君
総 合 政 策 課	長	石 尾 宗 将	君
税 務 課	長	岸 本 資 之	君
住 民 課	長	米 田 晴 信	君
福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長		榎 井 貞 男	君
ま ち づ ぐ り 課	長	吉 田 宗 義	君
事 業 課	長	森 本 修	君
会 計 管 理 者		中 島 佐 知 子	君
教 育 次 長		前 田 広 子	君

## 議事日程

令和 4 年 1 2 月 9 日 午前 1 0 時 0 0 分 開議

- 1 報第 1 号 専決処分の報告について（令和 4 年 1 0 月 5 日専決）  
（令和 4 年度高取町一般会計補正予算（第 5 号））
- 2 報第 2 号 専決処分の報告について（令和 4 年 9 月 2 6 日専決）  
（高取町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について）
- 3 議第 1 号 令和 4 年度高取町一般会計補正予算（第 6 号）
- 4 議第 2 号 令和 4 年度高取町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 議第 3 号 高取町議会議員及び高取町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 6 議第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 7 議第 5 号 高取町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 8 議第 6 号 高取町永井記念基金条例の制定について
- 9 議会常任委員会、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時00分 開会

- 議長（新澤良文君） ただ今より、本会議を再開いたします。本日の出席議員は、8名中、8名でございますので、本会議は、成立いたします。

---

それでは、上程となっております議案を一括議題といたします。議題となりました案件につきましては、去る12月5日に提案理由説明をお受けいたしております。各所管の委員会に付託しておりました案件につきましては、ただ今より各委員長の報告をお受けいたします。なお、委員長報告は、委員会が開催された順にお受けいたします。

それでは、予算委員会のご報告をお受けいたします。3番、谷本委員長、ご登壇願います。

〔3番 谷本吉巳君 登壇〕

- 3番（谷本吉巳君） 予算委員会よりご報告いたします。予算委員会は、去る12月6日、午前10時から、役場2階集会室におきまして、議員7名、並びに理事者、管理職出席のもと、開催いたしました。本委員会に付託を受けました案件は、報第1号 専決処分の報告について（令和4年度高取町一般会計補正予算（第5号））、議第1号 令和4年度高取町一般会計補正予算（第6号）及び、議第2号 令和4年度高取町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。慎重に審議をいたしました結果、全ての議案を全会一致で承認いたしましたことをご報告いたします。

- 議長（新澤良文君） ありがとうございます。次に、総務経済建設委員会のご報告をお受けいたします。4番、松本委員長、ご登壇願います。

〔4番 松本圭司君 登壇〕

- 4番（松本圭司君） 総務経済建設委員会からご報告申し上げます。去る12月7日午前10時から、2階集会室において、委員8名全員出席のもと、開催いたしました。本定例会に付託されました議案のうち、本委員会に付託されました、4議案につきましては、慎重に審議いたしました。議第3号 高取町議会議員及び高取町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議第4号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、議第5号 高取町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議第6号 高取町永井基金条例の制定について、以上、4議案は、全会一致で承認されました。以上で報告を終わります。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。それでは、教育厚生委員会のご報告をお受けいたします。2番、西川委員長、ご登壇願います。

〔2番 西川侑壱君 登壇〕

○2番（西川侑壱君） 教育厚生委員会からご報告申し上げます。去る令和4年12月7日、総務経済建設委員会終了後、15時30分より役場2階集会室におきまして、委員8名全員出席のもと、教育厚生委員会を開催いたしました。本定例会に上程されました議案のうち、本委員会に付託されました、1議案 報第2号 専決処分の報告について（高取町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について）を慎重に審議いたしました。その結果、全会一致で承認いたしましたことをご報告申し上げます。

○議長（新澤良文君） 次に、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会のご報告につきましては、調査未了であり継続調査中でありますので、省略いたします。

以上を持ちまして、各委員長報告を終了いたします。なお、委員長報告に対する質疑は行いません。各議案審議の中でその都度、質疑、討論を行いますので、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。ただ今から、議事進行いたしますが、議案書の朗読を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしとのことでございますので、省略いたします。託案件の中で全会一致で承認されたものにつきましては、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

---

○議長（新澤良文君） 異議なしとのことでございますので、提案どおり進めさせていただきます。

それでは、日程第1 報第1号 専決処分の報告について（令和4年高取町一般会計補正予算（第5号））、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可

決されました。

---

- 議長（新澤良文君） 次に、日程第2 報第2号 専決処分の報告について（高取町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について）、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

- 議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（新澤良文君） 次に、日程第3 議第1号 令和4年度高取町一般会計補正予算（第6号）、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

- 議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（新澤良文君） 次に、日程第4 議第2号 令和4年度高取町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

- 議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（新澤良文君） 次に、日程第5 議第3号 高取町議会議員及び高取町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

- 議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（新澤良文君） 次に、日程第6 議第4号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

- 議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（新澤良文君） 次に、日程第7 議第5号 高取町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

- 議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（新澤良文君） 次に、日程第8 議第6号 高取町永井記念基金条例の制定について、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

- 議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（新澤良文君） 次に、日程第9 議会常任委員会、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会及び、議会運営委員会の閉会中の継続調査について、を議題といたします。各常任委員会委員長、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与について

の調査特別委員会委員長及び、議会運営委員長から、会議規則第71条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

○議長（新澤良文君） お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、申出書に記載の事項について、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

---

○議長（新澤良文君） 以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

それでは、今定例会の閉会にあたり、中川町長より、ご挨拶をお受けいたします。中川町長ご登壇願います。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） あらためまして、おはようございます。第4回定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本定例会で提案いたしました、令和4年度一般会計補正予算などにかかる専決処分の報告案件2件、令和4年度一般会計補正予算、高取町永井記念基金条例などにかかる議決案件6件、全部で8件でございます。終始、熱心にご審議をいただき、全議案をご承認、ご議決いただきまして、心より御礼申し上げます。本会議をはじめまして各委員会の審議の過程で、皆さまからいただきましたご意見、ご提言につきましては、これを尊重いたしまして、町政運営に反映するように努めてまいります。皆さまにおかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） ありがとうございました。

これをもちまして、令和4年高取町議会第4回定例会を閉会いたします。閉会。

午前10時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高 取 町 議 会 議 長

高 取 町 議 会 議 員

高 取 町 議 会 議 員

高 取 町 議 会 議 員